

招集期日 平成20年2月28日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 2月28日(木曜日)午前 9時29分

閉 会 2月28日(木曜日)午後 3時06分

出席委員	委員長	田中智義	副委員長	山本秀和
	委員	山下修子	委員	金子健一
	委員	齋藤國男	委員	駒井勲
	委員	堤利夫	委員	近藤常雄

欠席委員 なし

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	議会事務局長
	会計管理者	関係職員

委員会に出席した事務局職員 加藤 薫

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例5件、予算1件の計6であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日と29日の2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日と29日の2日間と決定いたしました。

次に、審査の順序につきましては、議案第9号から議案第13号並びに議案第38号の順とし、議案第38号については消防署所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議会事務局所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの、監査委員会事務局所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は、ただいま朗読した順で行いますので、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

△ 議案上程

議案第9号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第9号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由について執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 おはようございます。それでは、審査をよろしく願います。

議案第9号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。この条例は、国及び県の動向を踏まえまして、病気休暇の期間を改めるものでございます。

公務上の負傷または疾病の場合を除く病気休暇に認められていた勤続年数1年につき20日の割合で計算する勤続年数加算を廃止するものであります。今回の改正により病気休暇の期間が結核性疾病の場合は1年となります。

また、公務の負傷及び疾病と結核性疾患以外の負傷または疾病

の場合の病気休暇の期間は90日となりますが、心臓疾患、脳疾患及び悪性新生物疾患の場合は、90日を限度に必要な期間延長することができることとしたいものであります。

なお、この条例は平成20年4月1日から施行したいものでありますが、経過措置として条例施行の際、現に承認を受けている連続した病気休暇についても施行日から起算した期間を限度とし、改正条例施行日以降に取得した職員との均衡を逸脱しないように調整したいものであります。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第9号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第10号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第10号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由について執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 では続きまして、議案第10号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を目的とする地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されたことに伴い改正するものであります。

主な改正内容は、まず第1点目が再度の育児休業をすることができる特別の事情が追加されること。2点目に、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給調整の換算率が2分の1から100分の100以下に変更されること。3点目が育児のための部分休業の承認要件が緩和されること。4点目が育児のための部分休

業の対象となる子が拡充され、3歳未満の子から小学校就学始期に達するまでの子に改正したい、この4点でございます。

また、この条例は公布の日から施行したいものでありますが、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給調整の換算率の変更については、平成19年8月1日から適用したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第10号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第11号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第11号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由について執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 続いて、議案第11号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例の主な改正内容は、非常勤特別職のみに改正する内容改正で、第1点目が年額で定められている報酬の支給方法を現状に合わせ、新たに定めたいこと。2点目が職務のために市外に出張した場合に支給している日当、2,500円でございますけれども、これを他の特別職及び職員等と同様に、埼玉県内及び東京都内に出張した場合については不支給にしたいこと。3点目に、職務のために外国に旅行したときの旅費の額等に関する規定を他の特別職及び職員等と同様に、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する規定を追加したい、この3点でございます。

なお、この条例は平成20年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第11号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第12号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する
条例

委員長 次に、議案第12号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由について執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 続いて、議案第12号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、市長、副市長及び教育長の給料の額について、一定期間減額して支給していたものを平成20年2月7日に答申のありました特別職報酬等審議会の答申及び行政改革長期プランを踏まえて1年間延長するため改正したいものであります。

市長、副市長及び教育長については、平成16年度から給料月額を市長については10パーセント、副市長については7パーセント、教育長については6パーセント減額し、さらに平成17年度からは給料月額を市長については15パーセント、副市長については12パーセント、教育長については10パーセント減額し、支給をしております。

今回の条例は、平成17年度からの減額内容で平成20年4月から平成21年3月までの1年間延長するもので、この改正により1年間で約367万円の経費の削減を見込んでおります。

また、この条例は平成20年4月1日から施行したいものでございます。

なお、課長職以上の管理職手当の削減措置につきましても、これらを踏まえまして1年延長し、平成20年度までとする内容の規則改正を予定をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただき

ますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第12号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

午前 9時42分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第13号 入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条

例

委員長 次に、議案第13号 入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由について執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 それでは、議案第13号につきまして提案の理由を私のほうからご説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴いまして、地方公共団体の長の選挙におきまして候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用のために使用するビラの頒布ができることとなりました。また、このビラの作成に要する経費につきましては、条例の定めるところによりまして、公費負担とすることができるとされました。これら公職選挙法の一部改正の趣旨を踏まえお金のかからない選挙、選挙運動の機会均等等を推進するため、所要の改正を行いたいものでございます。

主な改正の内容といたしましては、第7条関係では市長の選挙運動用ビラ作成の公営を規定し、第8条では選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出について規定するものでございます。

また、第9条では選挙運動用ビラの作成の公費の支払い、また第10条では公費負担の限度額を規定するものでございます。

なお、この条例につきましては平成20年4月1日から施行した

いものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 では、第9条の関係で伺いたいと思います。

まず、ビラ1枚当たりの作成単価が7円30銭になっておりますが、この7円30銭の根拠をお示してください。

選挙管理委員会事務局長 ビラ作成単価7円30銭の根拠でございますけれども、従来から認められておりました衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院通常選挙の選挙運動用ビラについて、公職選挙法の施行令において定められておりますが、A4判のビラの作成単価につきまして5万枚以下である場合には7円30銭と、こう定められておりますので、これを基準として採用したということでございます。

以上でございます。

山本委員 単価の件は了解をいたしました。

ここまで一部の自治体等でいろいろ議論になっていることの中に、選挙公営の費用について実費弁償になっておらなくて、結構過大に請求されているというようなお話があったりなかったりするわけですが、その部分なのですが、今恐らく請求があって、選挙行為の手続ですから、この場合だと印刷屋さん、印刷会社さんから証明があって、そしたらそれである程度お金が出てい

るはずなのですが、領収書の添付であったり、実際にかかった費用を公費で見るという形にこの条例でいくと、法令準拠だから、なっていないと思うのですが、その部分についてのお考えの起案される段階でどこまでを見込まれておられたか、その辺の過程をお知らせください。

選挙管理委員会事務局長 ビラの作成に係る経費のチェックでございますけれども、まずこのビラの選挙公営といっていますけれども、公費負担を認めるに当たりましては事前にその届け出、それから作成業者との契約書の添付がございます。それらを一応もとにチェックということで考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第13号 入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしましたし

た。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前 9時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管
のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のもの審査を行います。

消防課長より歳入歳出一括して概要説明を求めます。

概要説明

消防課長 それでは、概要について申し上げます。

消防費、予算額は前年度より2,256万1,000円増額の14億5,535万
6,000円で、前年度対比1.57パーセントの増となっております。

それでは、予算細部につきまして予算説明書によりご説明申し
上げます。歳入からご説明いたします。予算説明書20から21ペー
ジ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目8消防手数料、節1
消防手数料133万5,000円についてご説明申し上げます。これは、
消防法第16条の4及び入間市手数料条例に定められている各種危

険物取り扱い施設に係る検査手数料で、月平均11万円を見込んだ132万円と火薬類に係る許可手数料で1万5,000円を見込んだものです。

次に、22から23ページをお願いします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8消防費国庫補助金、節1消防施設費補助金1,572万6,000円についてご説明申し上げます。これは、消防ポンプ自動車等購入費補助金で、本署の高規格救急自動車1台を更新整備することに伴う補助金でございます。

次に、26から27ページをお願いします。款16県支出金、項2県補助金、目8消防費県補助金、節2消防施設費補助金15万円についてご説明申し上げます。これは、救急業務高度化資機材緊急整備費補助金で、本署の消防車両積載用として自動体外式除細動器1機を整備することに伴う補助金でございます。

次に、34から35ページをお願いします。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、上から2行目の消防団員退職報償金収入404万6,000円は、平成20年度末に退団する消防団員で、5年以上在職していただいた21人を見込み、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ予定額を見込み、計上いたしました。

その次の行ですが、消防団員福祉共済制度返戻金6万5,000円は、消防団員福祉共済制度を運営する日本消防協会の収支決算に基づく返戻金を見込み、計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。116ページから117ページをお願いします。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費

についてご説明申し上げます。予算額13億4,305万7,000円は、前年度対比2,480万6,000円の増額で、1.88パーセントの増でございます。

大事業、職員給与費、中事業、一般職給与12億2,360万6,000円は、職員156名分の人件費でございます。

大事業、消防庁舎管理費1,374万7,000円のうち中事業、維持管理費1,335万8,000円は、消防庁舎の清掃及び保守や消防庁舎に付随する設備、消防緊急通信指令施設等の保守点検委託料が主なものでございます。同じく中事業、修繕費38万9,000円は、消防庁舎及び空調修理費等を計上したものでございます。

次に、大事業、消防用設備等管理費4,759万3,000円のうち中事業、維持管理費246万1,000円でございますが、これは設備機器の点検委託料等で、高圧ガス施設や精密機器、救命索発射銃の検査手数料、消防活動用各機器の保守点検や定期点検委託料でございます。同じく中事業、修繕費446万3,000円は、施設等修繕費96万3,000円でございますが、庁用器具及び機械器具修繕料や通信指令機器等修繕料を計上したものでございます。また、車両修繕費350万円は、各車両の車検整備、積載器具法定点検整備費を計上しました。同じく中事業、消防機器購入費241万9,000円は、既存の各種救助器具で老朽化したものを更新するための購入費で、空気ボンベ、ロープレスキュー一式等、また救急体制を充実させるために自動体外式除細動器、ビデオ喉頭鏡を購入するものです。同じく中事業、自動体外式除細動器整備事業334万5,000円は、市

内の公共施設に設置してあります自動体外式除細動器のリース料等を計上したものでございます。同じく中事業、事務費366万6,000円は、消火活動用品、救助用品、自動車用品、救急広報用品、市民等災害対応訓練用品等の消耗品、常備車両の車検や廃車の手数料、自動車保険料及び重量税が主なものでございます。同じく中事業、自動車等購入費3,123万9,000円は、消防署の高規格救急車を更新配備する登録や自動車リサイクル法の手数料、市有物件保険料、対人、対物の自動車任意保険料、車両購入費及び重量税でございます。

大事業、消防活動費2,704万円のうち中事業、研修費990万4,000円は、職員の研修に係る負担金及び出張旅費が主なものです。平成20年度は、救急救命士養成のため埼玉県救急救命士養成所に1名、消防大学校に2名、県の消防学校へ20名の入校を予定しております。さらに、高度救急システム推進負担金につきまして349万7,000円を計上いたしました。これは、入間市高度救急体制運用負担金127万5,000円、気管挿管病院実習負担金60万円及び西部第1地域MC協議会負担金162万2,000円でございます。同じく中事業、事務費1,713万6,000円は、消防活動に関連する事務費で、職員用の被服購入費、救急活動で使用する医薬材料費、NTT回線使用料が主なものです。また、平成18年度から4年の計画で更新しております職員の安全を確保するため、上下式防火衣一式及びヘルメットを引き続き整備いたします。

大事業、防火協力団体等補助金27万円は、火災予防の啓発のた

め幼年消防クラブ連合会で13万5,000円、消防少年団育成会へ13万5,000円の補助金を計上いたしました。

大事業、事務費3,080万1,000円は、事務用品の事務用の消耗品、燃料費、光熱水費、機械器具及び寝具等の借上料及び平成18年度に部分更新しました消防緊急通信指令施設の借上料が主なものでございます。

次に、目2 非常備消防費についてご説明申し上げます。予算額7,731万1,000円は、前年度対比マイナス64万7,000円の減額で、0.8パーセントの減となっております。

大事業、報酬、中事業、消防団員報酬3,090万8,000円は、消防団員303人に対する報酬で、団員報酬、訓練報酬、出動報酬でございます。

次のページをお開き願います。大事業、消防団員退職報償金404万6,000円は、5年以上在職した退職消防団員21名を見込み、計上いたしました。

大事業、埼玉県市町村総合事務組合消防関係負担金77万2,000円は、消防団員の公務災害の補償や初期消火協力者の災害補償をすするため計上したものでございます。

次に、大事業、消防用施設等管理費1,633万7,000円のうち中事業、修繕費216万4,000円は、施設等修繕費18万4,000円の消防団車庫及び消防無線受令機等の修繕料。また、車両修繕費198万円は、消防団車両の車検整備料、定期点検整備料、タイヤ交換修繕料が主なものでございます。次に、中事業、事務費142万2,000円

は、式典用の国旗、市旗の購入費、消防団車両の車検手数料、消防団車庫、車両の市有物件保険料、対人、対物の自動車任意保険料、ホース乾燥塔の保守点検料及び自動車重量税などを計上したものでございます。次に、中事業、自動車等購入費1,275万1,000円は、消防団第3分団第1部、金子地区の消防ポンプ自動車の更新整備する登録や自動車リサイクル法の手数料、市有物件保険料、対人、対物の自動車任意保険料及び車両購入費及び重量税でござい
ます。

次に、大事業、消防団活動費1,285万6,000円のうち中事業、消防団運営交付金166万5,000円と中事業、特別点検等交付金492万4,000円は、火災予防啓発のため巡回広報等の消防活動全般に対する交付金と消防出初め式、特別点検、歳末特別警戒、ポンプ操
法大会に伴う交付金でござい
ます。同じく中事業、事務費626万7,000円は、消防団役員会議等の費用弁償や功労があった団員の
方々への記念品及び消防団協力事業所への表示板の購入、消防団
長の交際費、消防団員の制服、活動服の装備、被服費等が主なも
のでござい
ます。今年度情報収集のための連絡用トランシーバー
を各部に2台ずつ42台整備しました。平成20年度は、正副団長、
正副分団長の本部役員用としまして、18台を整備いたします。

次に、大事業、女性防火クラブ運営事業97万5,000円は、平成10年
度発足した女性防火クラブに関する運営費で、特に来年度10周年
を迎えることから、記念の冊子の発刊や講演会の開催に伴います
講師への謝礼を計上しております。本年度もひとり暮らしの高齡

者宅の防火相談や一般家庭における防火思想の普及啓発を図るため啓発活動をしております。

次に、大事業、事務費1,141万7,000円は、自動車用品等の消耗品、消防団車庫の光熱水費、車両の燃料代、消防団員福祉共済制度負担金及び退職報償金負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費についてご説明申し上げます。予算額3,498万8,000円は、前年度対比マイナス159万8,000円の減額で、4.37パーセントの減となっております。

大事業、消防施設諸工事費、中事業、消防施設等改修工事31万5,000円は、防火水槽等の改修工事費でございます。

次に、大事業、消防施設用地借上料620万1,000円は、市内の防火水槽、消防団車庫用地、分署用地等の66件、3,930.19平方メートルの借上料を計上したものでございます。

次に、大事業、消火栓設置費負担金646万円は、今年度水道部との協議により設置することになった消火栓17基の設置工事の負担金でございます。

大事業、消火栓維持管理費負担金2,119万6,000円は、消火栓機能維持等のための維持管理費と消火栓調整工事等負担金を計上いたしました。

大事業、事務費81万6,000円は、消火栓や防火水槽、はしご車の停車場所の標識関係や塗装等の消耗品購入費や道路への水利標示等委託料、防火水槽等改修工事の原材料が主なものでございます。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　それでは、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費についての質疑を願います。

山下委員　説明書の117ページのところで、委託関係の説明していただいたのですが、全体的に傾向としてどのようになっておりましたでしょうか。直接委託契約なされるわけですか、それともこちらのご担当の庁内の委託と同じような形でやっているわけでしょうか。

消防課長　本庁と同じような形で委託契約をしております。

山下委員　最近の傾向として、どんどん委託される傾向にありますよね。そして、経費の節約ということが大きいと思うのですが、なかなか委託先の状態といえましょうか、会社によってなかなかつかみにくいのですが、例えば市が委託した金額の中でいただいている方々の30パーセント派遣労働者の、例えば派遣なんかの場合ですと、30パーセントくらいは会社がピンはねし、抜いてしまって、残った分しか労働者に渡らないような傾向がございますけれども、そうした内容のチェックとか、適正に行われているかどうかはある程度ご配慮いただいているのでしょうか。

消防課長　ほとんど今までの委託料につきましては、従来の委託先がございますけれども、直営という形でというか、ほとんど今山下委員さんおっしゃったような形の業者ではなくて、そういうふうに私

のほうは感じておりますけれども。

山下委員 いろいろ分かれていて、細分化していて大変かと思うのですが、なるべく公平な委託ということでご配慮いただければと思います。

以上です。

齋藤國男委員 117ページの、これはちょっと細かいことだと思うのですが、自動体外式除細動器、AEDですか……

〔(AED) と言う人あり〕

齋藤國男委員 AEDか。それは、ちなみに1台幾らくらいするものなのですか……大体でいいです。

消防課長 大体30万から35万ぐらいです。

齋藤國男委員 これは、一般の例えば我々が当然買うことができると。どういう場所に売っているのか。

警防課長 一応医療品を扱っているところで販売されております。ただ、その販売会社でもじかにということではなくて、日本で大変今普及されているのが4社ございまして、その4社を紹介してくれるような形になっております。

齋藤國男委員 そうしますと、私どもみたいなところでも買えるということですか。

警防課長 どなたでも購入できます。

齋藤國男委員 もう一点、119ページの真ん中あたりになりますけれども、消防施設用地の借上料というのは別に借上料ではなくて、この借り上げというのは例えばどういった場所を主に借り上げているの

ですか。

消防課長 借り上げというのは、分署用地、消防団車庫用地、防火水槽、それと火の見と、あと消防団車庫の駐車場も2カ所借り上げてあります。

以上です。

齋藤國男委員 貯水用地というのですか、それはどういったところを主に借りている。

警防課長 防火水槽の用地は、市のほうで各地区のほうから要望があったところに土地をお借りしまして、市でつくったという過去の実績がございます。

齋藤國男委員 そうしますと、地域である程度要望があった場合は検討していただけるということですか。

警防課長 予算計上をして認められればそこの地区をという形で設置は計画しておりますが、入間市として全体の水利の計画がございまして、その中で優先度をやはりうちのほうでつけさせていただいて、該当するような場所に設置させていただいております。

金子健一委員 119ページの女性防火クラブですけれども、活動状況についてはさっき紹介していただいたわけなのですが、今何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

予防課長 現在27名がおられます。

金子健一委員 これは、ずっと同じ人数ですか。ふえたり、減ったりとか。

予防課長 ここ変動なく27名です。

金子健一委員 ひとり暮らしのお年寄りのところを回ったりとか、いろいろ

ろされていると思うのですけれども、成果としてはどうなのでしょう。なかなか表には出てこないものだから、ちょっと聞きたいのですが、何か例えばこんな事例があるとかという。

予防課長 27名で秋の火災予防運動、それから春の火災予防運動、この2回の運動期間、火災予防の期間中に前後2カ月を、予防運動期間を中心としまして前後2カ月ぐらい、4カ月ぐらいですけれども、70歳以上の独居老人宅に消防職員とともに2人または3人で訪問しておりまして、それでいわゆる住宅防火診断という、そういう形で火災予防を啓発しております。ですので、一般的に地区、入間市市内全域を個人住宅を訪ね歩きまして、診断していますので、余り活動的には目立たないような、そういう形でございます。

以上です。

山本委員 では、ほかになればちょっと数点伺います。

まず、職員定数の関係を伺います。156名現員でおられて、その分の、皆さんの分の職員給与費が計上されておりますが、過去の消防年報等拝見していると、総務省の基準では三百数名が適正規模になっているかと思えます。一定の数的な要因で割り出された数字なので、その数字が厳格にどうかということはあろうかと思うのですけれども、現在の職員の皆さんの勤務状況等お踏まえになって、この人数規模について過不足を感じておられるのかどうかご所見をお伺いしたいと思います。

消防長 職員定数は現在157で、実配置が156名で今働かせてもらっているのですけれども、今のご質疑を正直に申し上げますと、常に職

員の努力が必要であろうと私は思っております。というのは、国が決めた基準等があるわけですが、これは年報等でもうたっておりますけれども、その年報から見ると、消防職員だけで見ますと、50パーセントの充足率というふうな数字出ておりますので、非常に厳しい職員でやりくりもあるかと思っておりますけれども、今全体、入間市に限らず、近隣市町村、全国の市町村もそうでしょうけれども、職員のいわゆる充足率等々考えたときには、一面私の努力も足りないのしょうけれども、もう少し努力しなくてはいけないなというところは正直感じております。

以上でございます。

山本委員 大変ご苦勞いただいているという中で職務にご精勵いただいで、それでまちの安全が保たれているものと理解をいたします。その点については了解いたしました。

次に、今回自動車の購入費ということで、常備消防費の中で高規格救急車の部分が入っておろうかと思うのですが、これの購入の手續、入札等の実施時期等、また配備までのタイムスケジュールが決まっておればお聞かせください。

警防課長 今回購入します、購入を予定する救急車につきましては、防衛の補助金の取得を今要望しております。その要望に対して例年ですと5月下旬ぐらいに内定が入りますので、それからうちのほうで起票しまして、市のほうで入札というような形で、2,000万円超えるものですから、9月の議会で承認をいただいて本契約。納入に当たっては3月になってしまうと、平成21年の3月ぐらい

に納車の予定に考えております。

山本委員　ちなみに、この高規格救急車は置きかえの配備になるのでしょうか、それとも単純に増備されることになるのでしょうか、お聞かせください。

警防課長　これにつきましては更新ということで、平成11年3月に入った車の更新で考えております。

山本委員　その点は了解いたしました。

あと施設費の中で防火水槽の改修が含まれておりますが、これに関連して伺いますけれども、防火水槽の耐震化という部分の取り組みは現状どのようになっておりましたでしょうか、到達点お聞かせください。

警防課長　防火水槽につきましては、現在ボックスカルバート式の3つに分けた単体を現地に搬入して組み込む形になっておりまして、それにつきましては日本消防検定協会のほうで耐震性ありということでなっておりますので、通常防火水槽と私どもはっておりますが、耐震性はあるものになっております。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費についての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものの審査は終了いたしました。各部所管

のものの審査が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括で願います。

概要説明

秘書課長 それでは、秘書課所管のものにつきまして申し上げます。秘書課は、歳入はございませんで、歳出になります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち秘書課所管のものにつきましてご説明を申し上げます。予算説明書は、38ページから39ページになります。内容につきましては、39ページの下段になります。まず、秘書課の予算は、大事業の有功表彰事業費及び秘書事務費でございまして、予算総額は829万1,000円、平成19年度当初予算と比較いたしますと、額にいたしまして2万4,000円、率にして0.29パーセントの減額となっております。

そのうち有功表彰事業費は51万8,000円でございまして、中事業、報酬につきましては、入間市表彰条例に基づく表彰審査会委員9人分の報酬。中事業、有功表彰関係費につきましては、年の初めに開催をさせていただいております入間市表彰式並びに賀詞

交歓会に係る経費を計上させていただいております。

次に、秘書事務費は777万3,000円でございます。そのうちの中事業、市長交際費につきましては、前年度に比較いたしまして10万円、率にいたして4.35パーセント減の220万円を計上させていただきました。また、中事業、事務費の主なものといたしましては、市長、副市長等の県外行政視察などに伴う特別旅費を52万4,000円、負担金といたしまして全国市長会負担金70万3,000円、埼玉県市長会負担金104万1,000円など、負担金として合計223万9,000円計上させていただいております。

以上で一般管理費のうち秘書課所管のものの概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

広報広聴課長 広報広聴課所管の歳入について申し上げます。

予算説明書の30ページ上段から31ページの上段までのまず款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち31ページ説明欄の一番下にあります入間ケーブルテレビ株主出資配当金の18万円でございます。入間市の持ち株120株に対する1株当たり1,500円の配当金を見込みました。平成12年度から9年連続の配当です。

続きまして、35ページ、款21諸収入の雑入の説明欄の中で下から9番目の水道企業会計ホームページ管理負担金の50万4,000円につきましては、市ホームページ再構築に伴い市ホームページの管理運営に要する費用について、企業会計分として負担金をいただくものでございます。同じく雑入の説明欄の下から3番目にあ

ります有料広告掲載料の216万円につきましては、電子媒体であるホームページのバナー広告掲載料と紙媒体の広報いるまの広告掲載料を見込みました。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきましては款2総務費、項1総務管理費、目2広報広聴費でございます。予算説明書40ページ下段から43ページの上段までに記載されています。新規事業、それから前年度と変更になっている点などを中心にご説明をさせていただきます。43ページ上段の説明欄をごらんいただきますでしょうか。広報広聴課所管の歳出予算は、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されています。平成20年度当初予算では、大事業の総額は6,974万3,000円となり、前年度より1,208万9,000円の増額、率にしまして21パーセントの増となっています。この増額理由は、前年度当初予算になかった4つの中事業を新たに計上したためです。具体的には大事業、広報費の中でホームページ再構築事業525万円、それからホームページ管理事業423万3,000円、そしているまガイドマップ作成費78万8,000円、さらに大事業、広聴費の中で市民意識調査費192万2,000円です。この4つの新規事業の総額は1,219万3,000円です。

最初に、ホームページ再構築事業費ですけれども、平成19年度に新システムを導入し、現在実施中の市公式ホームページの再構築を受け、さらに音声読み上げ、色調補正等の機能を追加し、だれにでも使えてアクセスしやすい環境の向上を進めるものです。また、携帯サイトの再構築やメール配信サービスなど携帯電話向

けの情報提供サービス強化も推進する予定でございます。

次に、ホームページ管理事業費については、平成19年度のホームページ管理システム導入に伴うリース料とシステム保守料等でございます。

続きまして、いるまガイドマップ作成費につきましては、主に転入者向けに窓口配布を行う目的で、2カ年使用できるよう5,000部を作成するものです。

市民意識調査費につきましては、市民生活全般にわたり市民の意識を聴取し、今後の基本計画や施策の基礎資料として活用するため、3年ごとに定期的に調査を行うものです。今回は第9回目でございます。以上が平成20年度の新規事業の主な内容でございます。

なお、その他の中事業につきましては、市民憲章推進費、広報紙発行費、市民便利帳作成費、テレビ広報制作費、コミュニティFM広報放送費、施設見学関係費、平和都市宣言推進啓発費の各事業におきましては平成19年度とほぼ同様の内容です。

以上で広報広聴が所管します歳出予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

企画課長 続いて、企画課でございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。お手元資料、予算説明書の24、25ページでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金5,000万円でございます。これにつきましては、特定防衛施設が所在する市町村に交付

されるというものでございまして、その用途につきましては政令で定める公共施設の整備に対して市町村が任意選択できるというものでありますから、本年度も加治丘陵の自然体験区域の保全用地取得に充当していく考え方でございます。

それから、同じページの一番下の段でございます。款16県支出金、項1県負担金、目10埼玉県分権推進交付金1,395万5,000円でございます。知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例というものに規定をされました移譲事務の処理経費に充当、処理経費に対して交付をされるものでございます。

続いて、同じく説明書28、29ページをお開きいただきたいと思っております。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節5統計調査費委託金865万3,000円でございます。県から委託を受けて実施する各種統計事務に対する委託金。平成20年度の主なものにつきましては、工業統計調査、住宅、土地統計調査等々でございまして、調査を実施する指導員、調査員の報酬等に充当されるものでございます。

続いて、歳出予算でございます。予算説明書44、45ページでございます。目8企画費につきましては、大事業ごとにご説明を申し上げます。大事業、報酬31万7,000円につきましては、女性問題協議会委員15名、3回分の報酬でございまして、本年度、仮称でございしますが、男女共同参画推進条例につきましてご審議をいただく予定で考えております。

次に、大事業、政策推進事業95万4,000円、これにつきまして

は政策に関連する課題の調査研究を行うというための経費でございまして、平成20年度はイメージマーク更新のための公課費等の費用も計上しているものでございます。

大事業、広域行政推進事業78万3,000円、これにつきましては県西部第一広域行政推進協議会あるいは通称ダイア、4市の負担金あるいは各種視察のための旅費等について計上したものでございます。

大事業、人権推進事業81万3,000円につきましては、人権施策の推進及び同和問題の解決に向けて啓発事業を中心に取り組むというものでございます。

次に、中事業、男女共同参画推進費557万4,000円でございます。男女共同参画社会実現のための経費ということでございまして、男女共同参画推進センターを拠点といたしまして各種の講座、あるいは情報誌の発行、女性リーダー養成講座、あるいは女性のための相談業務等々を実施する予定でございます。次に、中事業、管理運営費1,021万8,000円でございますが、複合施設である男女共同参画推進センター及び市民活動センターの維持管理費用ということでございます。

次に、予算説明書46、47ページでございます。目10基地対策費でございますが、6万5,000円につきましては、基地関係の補助金申請のための旅費及び各種協議会負担金の事務費ということでございます。

同じく予算説明書60、61ページ、項5統計調査費でございます。

平成20年度の予算額につきましては、2,540万円ということでございまして、目1の統計調査総務費につきましては、統計担当2人分の人件費が主なものでございます。

また、目2基幹統計調査費につきましては、毎年度実施しております学校基本調査等々に加えまして、本年度は住宅、土地統計調査を実施する予定で考えております。

以上でございます。

財政課長 それでは、財政課所管の予算の主な内容についてご説明させていただきます。

まず初めに、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書の14、15ページをお開きいただきたいと思っております。款2の地方譲与税であります、項1の自動車重量譲与税は前年度と同額の2億8,400万円、また項2地方道路譲与税は前年度対比900万円減の9,500万円、それぞれ国の資料及び決算見込額を参考に計上いたしました。特に地方道路譲与税は、ガソリン価格の高騰等により需要が落ち込むものと見込まれるため減額といたしました。

次に、款3の利子割交付金でございますが、決算見込額を参考に県予算額を45億円と見込み、その2パーセント、これは県民税の入間市が納める平均的な割合でございます。2パーセントで見積もりますと、前年度対比1,800万円減の9,000万円を計上いたしました。主に預金原資の減少が要因と考えております。

次に、款4の配当割交付金は、国の資料及び前年度決算見込額を参考に県予算額を48億円と見込みまして、その2パーセントの

前年度対比6,000万円増の9,600万円を計上いたしました。各企業が自己防衛手段としての配当の引き上げなどが見込まれるため増額を見込みました。

次に、款5の株式等譲渡所得割交付金は、国の資料及び前年度決算見込額を参考に県予算額を29億円と見込み、その2パーセントの7,400万円減の5,800万円を計上いたしました。株価の低迷などから株式等の売買が減少すると見込まれるため減額を見込みました。

続きまして、款6の地方消費税交付金であります。交付状況及び国の資料をもとに県予算額を580億円と見込み、その2パーセントの前年度対比900万円減の11億6,000万円を見込みました。原油価格の高騰などから、生活用品を初め各種消費税対象商品の買い控えなどが見込まれるため減額といたしました。

次に、14から17ページの款8自動車取得税交付金でございますが、決算見込額から県予算額を139億円と見込み、平成18年度の交付割合である1.74パーセントを乗じた前年度対比9,800万円減の2億4,200万円を計上いたしました。やはり軽自動車等への乗りかえなどが見込まれるため大幅な減額といたしました。

次に、款10項1地方特例交付金でございますが、児童手当の拡充分の補てん財源としての児童手当特例交付金6,300万円と住宅ローン減税の補てん財源としての減収補てん特例交付金1億4,000万円の合計2億300万円を国の資料及び決算額を参考に計上いたしました。

また、項2特別交付金については、減税補てん分が廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金で、前年度実績を参考に6,300万円を計上いたしました。

次に、款11地方交付税でございますが、新たに地方再生対策費を加えた基準財政需要額を地方財政計画で示された指標に基づき算定した174億8,385万4,000円と見込みまして、また基準財政収入額は税源移譲影響分が100パーセント算入されることなど考慮いたしまして184億6,337万9,000円と試算いたしまして、9億7,952万5,000円の歳入超過となる見込みでございますので、普通交付税は昨年度に引き続き不交付と見込みました。また、特別交付税は前年度交付見込額の25パーセント減の1億4,200万円とさせていただきます。

続きまして、ページは飛びますが、30から31ページをお開きいただきたいと思います。款19項1目1財政調整基金繰入金でございますが、事務事業を精査し、経常経費等についても行政改革長期プラン前期実行計画などに基づき削減を図りましたが、市民生活に直結した施策と市民要望にこたえるため財源調整を行い、なお不足する額を補てんするため前年度対比2億1,000万円増の11億2,000万円を繰り入れたものでございます。

次に、款20繰越金でございますが、平成19年度の歳入の収納状況、歳出の執行状況、また最終補正予算等考慮いたしまして、前年度と同額の5億5,000万円を計上いたしました。

歳入の最後になりますが、34から35ページでございます。款22項

1 市債、目 7 土木債、目 8 消防債及び目 9 教育債につきましては、臨時地方道整備事業債ほか 7 件の適債事業を見込みました。

また、目13臨時財政対策債は、前年度実績等を考慮し、前年度実績額の6.3パーセント減の11億1,764万6,000円を見込み、計上いたしました。

この結果、市債総額では前年度対比 5 億8,255万4,000円減の20億1,324万6,000円の計上となりました。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございますが、42から43ページをお開きいただきたいと思います。款 2 項 1 目 3 財政管理費、大事業、地方公営企業等金融機構出資金670万円でございますが、昨年 5 月に地方公営企業等金融機構法が成立し、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金の融通等行うため、新たに地方公共団体が共同して地方公営企業等金融機構が設立をされました。その出資金の入間市の金額が670万円ということになりましたもので、計上をさせていただきました。

次に、ページは飛びますが、142ページから143ページをお開きいただきたいと思います。142から143ページ、款11項 1 目 1 元金、大事業の償還元金34億146万2,000円は、昭和58年度から平成18年度までに借り入れた市債の償還金の元金分を計上したものでございます。

また、目 2 利子、大事業の償還利子 6 億203万8,000円でありますが、市債の利子の償還金でございます。

また、一時借入金の利子462万4,000円、繰替使用等償還利子125万4,000円を計上をさせていただきました。

最後に、146から147ページでございます。款13項1目1予備費4,012万6,000円につきましては、緊急的な予算外の支出に対応するため計上したものでございます。

続きまして、お戻りいただきまして、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。予算書1ページの第2条、債務負担行為及び第3条、地方債につきましては、7から8ページの第2表及び第3表によりご説明をさせていただきます。初めに、第2表の債務負担行為であります。土地開発公社に対する用地取得の債務負担行為5件の合計3億1,526万9,000円と土地開発公社の自主用地の取得分2億円を追加いたしまして、5億1,526万9,000円を債務保証限度といたしました。

また、第3表の地方債につきましては、臨時地方道整備事業債ほか7件の適債事業及び臨時財政対策債の借り入れ予定額、合計20億1,324万6,000円を見込み、計上いたしました。

恐れ入りますが、また1ページにお戻りいただきたいと思ます。第4条の一時借入金につきましては、借り入れ最高額を30億円と定めたものでございます。

次に、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、人件費に係る予算額に過不足が生じたときに同一款内であれば各項間の流用ができる旨の定め書きをしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

参事兼職員課長 それでは、職員課所管の予算にかかわる事業につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入関係でございます。私どものほうは雑入のみでございますが、33ページをお開き願いたいと思います。諸収入のうち目1雑入、節4雑入でございます。2行目の雇用保険料被保険者負担金667万1,000円は、嘱託職員及びパート職員の雇用保険に係る本人負担分でございます。

同じく9行目でございますが、職員弔慰見舞金団体事務費3万2,000円ですが、職員弔慰見舞金制度に係る事務手数料でございます。

次に、35ページでございます。10行目でございますが、通信教育受講者負担金9万円でございます。これは、受講者自己負担金としまして3割負担をお願いするものでございます。歳入関係は以上でございます。

続きまして、歳出関係につきましてご説明申し上げます。ページ38、39ページでございます。目1一般管理費のうち職員課所管の項目についてご説明申し上げます。まず、大事業の職員給与費22億8,646万7,000円でございますが、前年度当初予算対比としまして、前年比が22億504万1,000円ですので、3.7パーセントの増額となっております。その理由でございます。主な理由を申し上げます。一般職給与としまして、再任用フルタイム職員の2名増、再任用短時間職員7名増によるものでございます。また、人

件費の内訳としまして、特別職給与としまして市長、副市長の2人分を給与として設けております。計上しております。なお、依然として厳しい財政運営を余儀なくされているということで、先ほどの条例関係でもご審議をいただいたわけですが、市長、副市長の給料につきましては特例条例を設けまして、削減の継続を実施する、そういった形での予算計上をいたしております。次に、一般職給与についてでございますが、130人分で予算計上しております。内訳としましては、一般職127人、再任用フルタイム職員3人分でございます。そのほか再任用短時間職員14人というような主な内容でございます。なお、一般職につきましても課長職以上の管理職手当の削減につきましては引き続き継続してまいりような予算を計上しております。次に、嘱託職の給与でございますが、31人分を予算計上させていただきました。

続きまして、40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。大事業、人事管理費5,464万7,000円ですが、試験等委託料としまして職員の昇任試験あるいは新規採用職員の試験、そういった委託費用を設けさせていただいております。また、パート職員関係費でございますが、パート職員18人分を計上しております。この内容ですが、産前産後あるいは育児休暇、病気休暇、こういった対応するための諸費用でございます。

次に、大事業の職員研修費402万6,000円でございますが、研修計画に基づき実施する研修の諸費用でございます。一般研修14コース、派遣研修41コース、自主研修経費というような内容の予算

計上をさせていただいております。なお、平成19年度に4年ぶりに自治大学校の職員を派遣したわけですが、平成20年度におきましても引き続き自治大学校の派遣する予算を計上させていただいております。

次に、大事業、職員福利厚生費2,848万5,000円でございますが、職員の福利厚生補助金、退職職員の記念品代、職員健康管理としまして定期健康診断等の委託料が主な内容となっております。

続きまして、大事業、公務災害補償費26万1,000円の主なものでございますが、公務災害補償等認定委員会及び審査会の委員報酬、費用弁償、それぞれ1回分を公務災害補償費として計上させていただいております。

続きまして、大事業、特別職報酬等審議会費でございます。16万1,000円でございますが、来年度も引き続きまして審議会等の開催分というような形で2回分の委員報酬、費用弁償の予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長　ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前11時00分　再開

委員長　会議を再開いたします。

これで概要説明が終了しましたので、まず歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得

割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、
款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交
付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策
特別交付金について質疑を願います。

山本委員 地方譲与税の関係について伺います。

逆聞きになるかもしれないのですが、これは重量譲与税と道路
譲与税、すべて道路特定財源に当たるものであると理解をしま
すが、まずそれでよろしいですか。

財政課長 そのとおりです。

山本委員 ということは、今の国会の審議、間もなく空転するという話も
聞いていますが、歳入欠陥が生じるおそれという部分はこれある
程度覚悟しなければいけないだろうというふうに思いますけれど
も、あらかじめある程度何か対策を考えておられますか。

財政課長 現在ご承知のとおり審議中ということでございますが、基本的
には万が一の場合には財政調整基金を充当するという予定ではあ
りません。

以上でございます。

山本委員 財調のことは後で伺いに行きたいと思うのですが、自動
車取得税交付金についてもこれ同様になりますよね。款8 ですか。

財政課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付

金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、款9国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金について質疑を終結いたします。

次に、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金について質疑を願います。

山本委員 では、財政調整基金繰入金の関連で伺います。

先ほどの地方譲与税及び自動車取得税交付金の関係で答弁をいただいたわけですが、総括質疑の際に説明をいただいた年度末の現在高見込みから影響額を差し引くと財調の現在高幾ら残るのでしょうか。

財政課長 暫定税率の影響額につきましては約6億3,000万円と見込んでおります。財政調整基金残高が約6億5,000万円ということでございますので、ほぼ同額の金額になろうかとは考えています。

山本委員 ということは、このまま国会の審議がはかどらず執行して1年間そのままになってしまえば、我が市の財政調整基金は底をつくという理解でよろしいですね。

財政課長 今のままではそのご指摘のとおりだと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金について質疑を終結いたします。

次に、款21諸収入のうち所管のもの、款22市債について質疑を願います。

金子健一委員 総括質疑の中でも言われていましたけれども、将来の財政負担、去年は35位で入間市は優良だとなっておりますが、平成18年度は出ていないということなのですけれども、傾向としてはわかりますでしょうか。

財政課長 昨日総括質疑では、西部11市では10位ということで、前年度よりも約1万円程度負担額が減少しております。恐らく埼玉県内でも同様、昨年、平成17年度決算で35位でございましたので、その近い順位になるかとは考えておりますが、まだ公表がされていませんので、現状でははっきりはわかりません。

金子健一委員 決算カードからちょっと計算してみると、かなり下向いているというか、そんな感じはするのです、順位はわからないのだけれども。失礼だけれども、隣の狭山市と比べてかなり逆転をしているのかなという、そういう印象を受けたのですが、狭山市の場合はまた別の要素があると思うのだけれども、入間市の場合、地方債全体としては減ってきているということと、あといつも標準財政規模で見ると、標準財政規模が若干ふえている。そう

いう中から入間市の全体としての将来の財政負担というのは減っているのかなという印象は受けるのですが、そんなところでよろしいのでしょうか。

財政課長 将来負担につきましては、その年度ごとに起債がふえる、事業の対象事業によって起債がふえたりすれば、当然将来負担もふえていくという傾向にはあろうかと思えますけれども、入間市の場合、建設地方債についてはおおむね10億円をめどに発行を抑制しているという傾向がございますので、今後についても将来負担については減少傾向と見込んでおります。

以上であります。

駒井委員 ここで聞いていいかちょっとあれなのですが、1ページの一時借入金というのが30億円ありますよね。

〔何事か言う人あり〕

駒井委員 わかりました。では、最後にやります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款21諸収入のうち所管のもの、款22市債について質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費について質疑を願います。

山下委員 何点か伺いたいと思います。

まず、市長交際費関係ですけれども、以前と比べて名刺広告はもう整理されたかなと決算などで拝見していると思うのですけれども、予算編成に当たって逆に営業というのでしょうか、市長さんあてに、あるいは秘書課あてにまだおいでになる方がいるかどうか、そのあたりちょっと伺っておきたいと思うのですけれども。

秘書課長 ただいまのご質疑は、交際費について秘書課のほうの窓口にお求めになる方がいらっしゃるかどうかということで理解してよろしいでしょうか。

山下委員 はい。

秘書課長 そういった方はございません。

山下委員 いなくなつてよかったなと思っております。やっぱり公選法どおりやらなければいけないし、よそ様で見ていると、教育長さんあるいは市長さんまだあるところもあるのですが、当市においてははないということで本当ほっといたしました。

そのほかでご説明いただいた中で市民意識調査、ことし3年に1度ということで組まれておりますけれども、内容的に主な項目などございましたら、わかっている範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

広報広聴課長 調査内容につきましては、市政全般ということでして、前回の調査項目を参考に今まで継続している経年比較項目等の必要性をまた個々に再検討しまして、毎回する必要はないと思われる項目を削除したり、その辺は庁内で検討して、より効果的な調査をしたいと思えます。

山下委員 基本的なところは毎回必要な部分があるかと思えますけれども、市が進めております行政の方向、こうした点について十分ご意見、職員の方から伺って質問を決めていただければと思います。

それと、コンサルさんをお願いするのでしょうか、あるいは庁内で作成なさるのか、そのあたり伺いたと思います。

広報広聴課長 委託の予定です。

山下委員 今委託が大変厳しいと思うのです。みんな予算が厳しくなってくると委託に出さないで来ますから、全体的には委託をする先の仕事の内容でいうと減っていると思うのです。減っているということは、これまで当市などかわりなかったような大手も可能ですので、委託先については費用だけでなく、十分その内容を吟味していただけるかどうか、そのあたりお願いしたり、伺いたと思います。

広報広聴課長 実績等伺いまして、指名でたえる業者の中から選考してきたいと思います。

山下委員 その場合の実績というのは、当市がお願いしたことがあるという実績なのでしょうか。もっと広く全国ネットで検討なさるのか。といいますのは、市政全般見ていると、委託を受ける側のコンサルさんを業としている方も市民参画の場合などはかかわっておられる方もおりますので、それがいいか悪いか別にして、十分広い視点でもって検討していただけたらと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

広報広聴課長 近年の関東近県の状況ですけれども、資料がございますの

で、そういったものに配慮しまして、あとかなり前回低廉な価格で業務委託をした実績がありますから、そういった競争性も加味しまして、総合的に検討します。

山下委員 何カ所か私なども必要に迫られて委託先の考え方というのでしょうか、大まかなところで当たってみると、基本計画などの安心、安全の項目はではどこに振るのかというところ、そういうところからもう違うのです。だから、十分このところは検討していただきたいと思います。そのことが市の入間市が目指しているこれからの行政内容に十分かかわりますので、市民の方の思いの中に潜んでいるものをどう紡ぎ出して統計として残すかという基本の資料ですので、細心の注意を払っていただけたらと思います。

次の項目でよろしいでしょうか。

委員長 はい。

山下委員 それから、平和都市宣言関係なのですけれども、本年度見学先などの工夫、あるいは新しい視点などが入っているかどうか、この点伺いたいと思います。

広報広聴課長 平和都市宣言推進啓発事業につきまして本市では、基本的には平成19年度と同じような事業を予定しております。ただ、1点、ご存じのとおり被爆体験者が相当高齢化してしまっていて、平均76から77歳ということで、体力、記憶力のあるうちに少しでも一人でも多くの人に体験を伝えたいというような要望が強いということをお聞きしていますので、平成20年につきましては被爆体験者の講演会を予定しております。

以上です。

山下委員 市の部分、住民の方との共同の方向ということが各部門で模索されていると思うのですが、こうした点も1度市のこの行事にかかわったような市民の方々をやっぱり何度も何度もかかわっていただく中で思いを深めて事業に反映していくような共同プロジェクトのような方向性が検討されているかどうか、この点につきましていかげんでしょうか。

広報広聴課長 継続が一番重要だというふうに基本的には思っておりまして、例えば平和バスツアー、そういったものに関しましては実際に参加した方から必ずアンケートをいただきまして、その後の事業に反映したいということでやっております。委員さんがおっしゃられたような共同の形式の話は現在ございません。ただ、そういった参加した方などの意見を反映するようなことを工夫しております。

以上です。

山下委員 今年度は、前年度同様の基本路線を踏襲するといったしましても、今後どうするかということの中でアンケートなど、あるいは子供たちを派遣したりもしていますよね。そういう方1回こっきりではなくて、必ず市にかかわっていただく、そういう方向性を含めながら、ぜひとも本年度は取り組んでいただけたらと思います。

最後にもう一点伺っておきたいのですが、先ほど通信教育の受講者の自己負担のご説明、それから職員の方を自治大学に派遣するなど伺ったのですが、大きな組織の中で突出した振る舞

いをする職員の方ってやっぱりちょっと勇気がないと大変なのかなと思うのです。ですから、こういう時代、庁内的に個人の方が研修に行きたいとか、あるいは勉強したいとか、そういう気持ちを保証するような雰囲気があるかどうか。特に20代、30代の方に必要な研修だと思いますので、この点伺っておきたいのですが。

参事兼職員課長 お答え申し上げます。

今自主的な研修というような形の中で、自己研修をする助成金というような形で自主研修グループを育てるというような形で、個人ではないのですが、複数人のグループを設けていただきまして、それで自主研修をするような場合については補助金等を出しておりまして、どちらかちょっと自主的な研修というのはその辺かなと思うのですが、個人単位につきましての研修、こういったようなものについても公募制をとっておりまして、幾つかの項目につきましてはやはり公募をとって、それで希望を募ると、そういうような窓口は設けております。

以上でございます。

山下委員 昨今公務員といいますと、私どもは非常勤なのですがけれども、いろいろな形でご批判が多くて、片身を狭くしたり、下を向いて歩くような、そんな傾向になりがちですので、こういう時代こそ研修に力を入れて、これからの公務員はどうあるべきか含めてぜひとも保証していくような雰囲気を庁内でつくっていただけたらと思います。

そうした中で大学によっては地域政策の科目など設けているところもございますので、なるべく広く、個人の方が応募するばかりではなくて、派遣する場合にも自治大学以外にも政策的なものに強くなるカリスマ職員をつくるとか、ぜひとも20代、30代の方に行けるようなことを頑張っていたらと思いますので、最後はこの点は要望で終わります。

金子健一委員 市長交際費なのですけれども、この間の議論の中で私はやっぱり2つの側面からこの問題感じているところがあるのです。1つは、財政的にどう減らしていくかという問題だと思うのですが、もう一つはやはり市長も政治家ですから、政治家としての寄附行為がどんなものなのかと。こういう点で個名でなくて職名であれば差し支えないという、そういうことに今までもなってきたと思うのですが、これは変わっていないと思うのだけれども、この辺での議論というのは何かされていますか。

秘書課長 2つのご質疑なのですけれども、まず第1点、財政的に云々ということなのですけれども、平成18年度からは寸志賛助金等の見直しを行わせていただきまして、また今年度、平成19年度につきましては寸志につきましてなのですが、例えば地区体育祭への寸志の支出を取りやめたと、そういった形で経費の節減というものを図っております。

2つ目のご質疑、市長、政治家としての寄附行為の観点からの議論ということでございますけれども、基本的に入間市という団体の長に対してのご案内に対して、その出席に当たりまして会費

等金額が必要なのがあり、それが社会通念上適当と認められている場合に限っては、もう少なくともそういった例えば公選法とか、そういった法律に抵触するものではないというふうに認識を持っています。その辺は変わってございません。

金子健一委員 会費幾らということでもって指定してくれば、それは会費当然だと思うのだけれども、そうでない場合もかなりありますよね。前盆踊り等の寄附金については、現金ではなくてお酒にすると、そういった議論もあったと思うのですが、それは今でも続いているのですか。

秘書課長 今回の盆踊り、夏祭りに関してだと思うのですけれども、こちらは平成18年度からだったと思うのですけれども、現金3,000円寸志ということでお持ちをしていたわけなのですけれども、こちらは先ほど申しました寸志の見直しの中で廃止の中には入りませんで、継続をするということになりまして、ただその中でもやはり市長交際費といえども財政状況をかんがみて少しでも節減を図ろうということで清酒、こちら単価が1,711円でございますか、そうしますとその差額分だけ節減になるということで清酒に切りかえをさせていただいてまして、平成19年度もそうですので、平成20年度も寸志という形でそれを持参するという予定ではございます。

金子健一委員 入間市長ということであっても、名前を知らない人はいないわけですよね。そういう点ではやっぱり政治家であるし、本当に今そういう主催団体がそれを求めているのかどうか、そういう

点よく考えて議論する必要があるのではないかなと思うのです。市会議員なんかは無条件で禁止ですよ。ところが、入間市長という職名であれば、政治家であるけれども、同時に入間市の代表者としての市長であれば問題ないと。これは、公選法でそうなっているのだから、いいではないかという議論ではないのではないかなというふうに私は思うのです。やはり全体として政治をきれいにしていく。それから、いろいろなところで最近は政治家への寄附行為は禁じられていますという印刷物が多くなってきている中で、例えば夏祭りあるいは盆踊り等にお酒を持っていかなければひんしゆくを買うとか、そういうような状況というのはありますか。

秘書課長 寸志という形で清酒等を持参しなくてひんしゆくを買うというようなことは決してなかろうかと思えます。ただ、寸志として金額にいたしましても清酒にいたしましても持参をいたしておりますのは、これは1つは市長の政治姿勢ということがあると思えます。また、こういった場所に寸志ということで金額にいたしましても物にいたしましても持参をするということは、現段階では社会通念上、金額の多寡にもよると思いますが、許される範囲内だというふうに認識をしております。

金子健一委員 市長の政治姿勢ということは、早く言えば市長の意思というふうに理解をするわけなのですが、そういう点はもう一歩やっぱり進んだ議論が必要なのではないかなと。私たちの経験でも例えば政治家の寄附行為だめですよと、求めてはいけませんよとい

う、そういう世論が盛り上がったときには、いろいろな団体もそういう理解をして、いや、いいのです、いいのですと、こうやるのだけれども、少し静まると何か持ってこないのが変だなと、そういう雰囲気って高まっていくと思うのです。市長が例えばそういうところにいつも寸志なり、お酒なんかを持っていつていることになると、何だ、いいのではないかと、そういうことにもなりかねないと。そうすると、せっかくこういう気風が生まれているところでも気のきいた人はちゃんと持ってくるのだよなどと、こういう議論にもなりかねないというふうに思うのです。そういう点で言えば、やはり公選法の精神をしっかりと、私前から言っているのはその精神なのです。法的に言えば、ここでもって法を変えるといっても、そう簡単にいくものではないだろうと思うから、そういう精神をしっかりと受けとめて議論する必要があるのではないかと。ここからは市長だということになると、ここではとまってしまうのだけれども、その辺もう一度いかがでしょう。

企画部長 私の方から、私市長ではありませんので、なかなかご本人の意向を伝えられないかもしれませんが、公職選挙法の精神というのは私ども極めて重要だと思います。それに基づく視点でのやはり市長交際費の取り扱いというのは原則、原点だというふうに思っております。ただ、これまで当市が進めてきた行政運営の中での流れもあるし、ある意味持参するほうも受けるほうもある程度慣習的になっている部分もあるというところから考えると、一気にそれを変えるということよりも段階的に変えていきな

がら、受け側のほうの意識そのものを少しずつ変えるという方法が必要だろうと。当時3,000円の寸志から清酒にかえたというのは、3,000円であれば現金でありますので、受けた側のほうでは自由に使えると。ただ、清酒になりますと、なかなかうまく自由に使えないという部分もあって、そういう制約をすることによって段階的にそれらを意識的に変えていければなという部分もございまして、またなおかつ清酒に切りかえたのは、ただ単に清酒ということではなくて、「まつり万燈」という万燈祭りをやっておりますので、その万燈祭りのPRも含めた形にしようではないかということで、清酒の銘柄は決まっていたのです。そういうことでの意味もあったのですけれども、それが何年かやってみて受け入れる側についてどうなのかということさらにもた検証する必要があるだろうと。原点は、やはり公職選挙法の本質に基づくものということには理解をいたしております。したがって、ここのところ2年ほどやってきましたので、もう一年ぐらいやったところでもう一度検証し、もうお酒はいいよという話の機運がある程度出てきたところで、そういった段階でやはり見直しが考えられるかなというふうに思っております。

金子健一委員 段階的にという、確かに受ける側からすれば突然ぱたっととまってしまったということが果たしてどうなのかという、あるかもしれないですね。私が少なくともかかわったりしているところの範囲では、一切やめますといっても全く不自然ではないような、そういう環境というのはできてきているのかなと。そういう

ことによって、議員のほう全部がどうなっているかというのは把握できないけれども、少なくとも議員もやめる、市長もやめる、そういう環境というのはもうつくられつつあるのではないのかなと。そこは、やはり大きなところできっぱりとした態度をとることが今大事なのかなという。それがやはり政治を本当にきれいにしていく上でのスタートになるというふうに私は思うのです。ぜひそういう議論をお願いしたいと思います。

以上です。

堤委員 43ページの広報広聴費の関係で、FM広報放送費、それからテレビ広報制作費も絡めて、例えばFM、ケーブルテレビ、どのくらいの視聴があるのかというのは調査したことはあるのでしょうか。

広報広聴課長 基本的に調査をするのは難しいということで調査をしていないということがございます。特にラジオにつきましては、アンケートなど個人の申告調査程度で機械を使った調査はできないというような特色がありますので、どこの局もそういった聴取率は調査できないというふうにお聞きしております。ケーブルテレビにつきましては再送信を利用される方もいますので、その中で実際に契約をしてケーブルに加入している方、その中でケーブルテレビの特定の番組を視聴していると、そういった細かい視聴率を調査するのは非常に困難、できないというふうにお聞きしていますので、利用状況については定期的に行っています市民意識調査等でケーブルテレビをお聞きになっていますかとか、あるいはF

Mラジオをお聞きになつていますかという調査は聞きますけれども、それはあくまで参考の数字です。

あと今入間市としましては、広報手段としてFMやテレビあるいは広報紙、ホームページ、そういったもの、いろいろなメディアをミックスした効果をねらっていますので、個々の番組についての特別な調査ということは特にできませんし、考えておりません。

堤委員　ちなみに、このFMの関係については紙媒体を補完するような、そういう内容なのでしょうか。

広報広聴課長　入間市がお願いしていますFMの放送につきましては、一応広報の中のイベント情報あるいはお知らせ情報、そういったものを基本的に行っていますので、紙媒体や他のメディアと連携しながらですけれども、やっています。

また、緊急にお知らせしなければならないことは、また紙媒体で間に合わないような場合はFMを使うと、そういうふうに考えています。

堤委員　そうすると、どのぐらいの人が聞いているかわからないという状況の中で、そういった緊急にお知らせをするような重要な内容を例えば放送して、それがどれだけ市民に受け入れられているかというのは、わからない状況でそういった大事な内容を放映というか、放送してしまう。

広報広聴課長　ちょっと説明不足でした。間に合わない緊急ということですが、広報紙につきましては月2回発行なものですから、月2回

発行ですと、どうしてもその中に間に合わない情報も発生しますが、けれども、そういったときにFMの放送につきましては毎週放送内容を委託していますから、そこで臨機応変に対応できると。そういった意味での緊急ということでございます。

そのほかに例えば光化学スモッグ注意報とか大雨洪水注意報等の場合は、あるいは迷い人、そういったものは防災協定によって緊急放送をお願いしていますし、それはFMだけではなくて、いろいろなメディアで防災行政用無線で流す場合もありますし、あわせてというような状況でいろいろな人に情報を流すときにそのことは効果を出しています。

以上です。

山本委員 では、数点伺います。

まず、市長交際費ですけれども、既にあらかた金子健一委員のほうからご質疑あって、大体論点は同じなのですが、昨年来、もっと前からか、私どものほうとして支出基準の明確化と市民への公表ということについてお願いを、要望という形で討論等で表現をさせていただいてきた経緯がありまして、その部分についての経過をお聞かせください。

秘書課長 ただいまのご質疑については、昨年の決算特別委員会の要望事項にも入ってございました。そこでも私はお答えさせていただいたのですが、基本的には交際費に係る統一的基準、名称等はまだ決めておりません。策定をして、市の公式ホームページのほうに掲載をさせていただきたいと考えております。

内容につきましては、やはり一律同一内容というのは一概に言えませんので、一律に幾らとか、こういったものに出席、支出をさせていただくとか、そういったような明確な基準というのはなかなか確実的なものはちょっとしづらい面があるのですけれども、いろいろな観点から検討を加えて、少なくとも区分、内容、金額はちょっと難しいかなと思っているのですけれども、少なくともそういうものだけでも掲載をさせていただきたいなというふうに思っております。

1つ金額的なものから申し上げますと、公費については内部的に基準を今持っておりますので、それについては金額を出すことは可能だと思います。それ以外については、ちょっと今のところ難しいのかなというふうには思っておりますけれども、基準を策定してホームページのほうに公開をしていきたいと思っております。

以上です。

山本委員 その点は非常に酌み取っていただいたということで大変ありがたいことだと思うのですが、その公開の時期的なめど、作業のめどはいつごろになりましょう。

秘書課長 これまだ決裁等、内部的な事務手続終わっていないのですけれども、内部では結構たたきができておりますので、できれば新年度からでも可能であれば掲載をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

山本委員 その点は了解をいたしました。鋭意ご尽力をお願いしたいというふうに思います。

夏祭りの関係も先ほど来議論があったわけですけれども、特にことしは市長の任期満了を迎える時期でありますので、特にその部分、夏祭り等の清酒の配布であったり、その部分については見る側の市民の側もかなりナーバスになるだろうというふうに思いますし、その点非常に見る目が変わってくる年になるのだろうというふうに思うのですけれども、その点は施策運営の中で織り込んでおられますか。

秘書課長 先ほど企画部長のほうからお答え申し上げましたような形なのですけれども、基本的には従前と同じような形をとらせていただきたいなというふうには思っております。先ほど金子健一委員さんに言いましたのですけれども、基本的にはそれは清酒を持参させていただくこと、寸志という形でお持ちすること自体、これは社会通念上ということになりますけれども、認められている範囲内というふうに認識しておりますし、また1つの団体の長として実施するわけでございますので、確かに今ご指摘のような危惧もあろうかと思えますけれども、あくまで団体の長としてご案内をいただいておりますので、その辺のところはちょっと割り切って考えて、こちらも割り切って考えているところでございます。

山本委員 私どものほうは、財政の観点からずっと申し上げてきた節があるのですけれども、事ことしに関しては先ほど来議論が出ている

ように、公選法の精神という要件のウエートも増してくるだろうというふうに私も考えるのです。市長の政治姿勢というご答弁も先ほどありましたけれども、それを税金で表現するという部分がどうも違和感を感じる部分があるのです。とみにことしの場合、今の市長がどうされるかわかりませんが、そういう部分についての特段の配慮というのはやっぱり必要なのではなかろうかとどうも思いますけれども、重ねて伺いますけれども、その点ぜひ執行の部分で特段のご配慮いただかなければいけない要素だと思えますけれども、いかがですか。

企画部長 内部的には十分検討させていただきます。ただ、市長の強い意向もありますので、市長のほうにもきょうの意見伝えまして、検討させていただきたいと思えます。

山下委員 済みません。1つお願いします。43ページのところのFMと、それからケーブルテレビの関係なのですけれども、質疑、ご答弁伺っていて、せめてモニターしたことはあるのでしょうか。例えば私などはケーブルテレビを引いてはいるのですけれども、実は見たことないのです。それで、FMも私自身聞いたことないので、質疑申し上げるの大変恐縮なのですけれども、紙媒体と違うということで、例えば広報いるまを踏襲したような形でお知らせいただいているのか。予算、決算とか、いろいろな広報ですとございますよね。せめて基本的にこれとこれは流していただいているとか、市民意識調査の中でのことではなくて、モニターなどはなされたことあるのかどうか、この点伺っておきたいのですが。とい

いますのは、紙媒体のほうが費用的には2,915万円ですよね。そして、FMが1,770万円、ケーブルテレビのほうが793万円です。そうしますと、事業評価ということを市は導入しておりますので、市民の方からその効果はどうなのだと聞かれたときに備えなければいけないと思うのです。十分それに見合った効果を得ていますという答えを用意しておいたほうが行政運営上は納得のいくわかりやすい市政の運営ということになるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

広報広聴課長 今のおっしゃるような趣旨でのモニターというのは実施はしておりませんが、例えば施設見学会など市民の方が参加する事業の機会にアンケート等を実施しています。ふだん市の広報番組をお聞きになつていますかとか、どう思いますか等また、自由意見等もお聞きしています。そういった中で調査することはございますが、基本的に今おっしゃったみたいな広報紙とか、決算の内容とか、そういうものでなくて、主にイベント情報と、あと特に啓発したいような火災予防や交通安全とか、そういったもの。それから、アリットとか、児童センターとか、そういった施設でのそこからの発信情報とか、そういったものを中心に番組がつくられています。あとテレビの映像の力をかりまして、催しの内容を映像を見ながらわかりやすくお伝えします。いろいろなメディアの特性が相乗的に機能する効果を期待しています。

モニターにつきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

山下委員 内容的に先様と市とで協定書のようなものか何か、あるいは電波を使ってお願いする事務契約でもいいのですが、何かそういうものはあるのでしょうか。最低限これとこれは流していただくみたいなもの。そういうことはなくて、すべてあちらの判断ということなののでしょうか。

広報広聴課長 番組の構成は、広報広聴課のほうで責任を持って行っています。その都度お願いしております。

山本委員 済みません。費目が変わりまして、人事管理費の関係で数点伺いたいと思います。

まず、昇任試験なのですけれども、受験状況です。対象となる方が当然いらっしゃる、その中で受ける、受けないの選択があるかと思うのですが、受験の状況として傾向どのようになっていますでしょうか、概括で結構ですので、お聞かせください。

参事兼職員課長 お答え申し上げます。

昇任試験制度、当市におきましては主査試験と言われるものの試験、それと管理職試験という2つの試験を対象にしております。個々に申し上げますと、まず主査試験でございますが、これは平成18年度、つまり平成19年4月1日登用者の内容でございます。それを申し上げますと、主査試験の対象者は123人おられました。それで、受験した人が68人、合格者が31というような形でございます。それと、管理職の対象者、これは61人おりまして、受験対象者が29人、合格者13人というような形で、対象者からいわゆる受験者の割合で見ますと、受験率が約5割強というような形で、

平たくいいますと半分ぐらいの方は受けないというような状況が見受けられております。

以上でございます。

山本委員 女性の職員の方の受験の状況、この中にどのように反映されていきますでしょうか、傾向をお聞かせください。

参事兼職員課長 まず、幾つかこの問題については取り上げられているのですが、残念ながら女性職員の受験率は非常に低いというような形が現状でございます。やはりそれにはそれなりの、我々も分析しているのですが、理由があるようでございます。まず、1点目に考えられるのは、女性職員として夫婦で市役所の職員として勤めている女性職員というのはたくさんおられまして、やはり旦那さんとの問題で、2人そろって管理職になるとか、2人そろってそれなりの試験を受けるということに対するちゅうちょというようなものがあるやに聞いております。それと、家庭と職場との領域の中で、やはり受けるような状況下でないというようなこと。大きく分けますと、理由的にはその2つぐらいが大きな理由かなと思っておりますけれども、私どもは昨年度給与構造改革の中で新しい新給料表ができておりますけれども、この給料表を見ますと、昇格しないと給料も上がらないというような状況下というものが明らかになってきておりまして、まさしくメリットシステムというものが公務員にひしひしと状況が来ておるわけですので、可能な限り女子職員だけではなく、この受験率のいわゆる低いという状況下でありますので、よく職員にはPRして積極的に受け

るように、このような形で努力しているところでございます。

以上であります。

山本委員 取り組みは了解をいたしました。

では、現状大体対象者の方が半分ぐらいお受けになって、その半分ぐらいの方が合格をされておられるという状況ですけれども、今後大量に団塊の世代の方が抜けられる状況の中で、このペースで昇任していくという部分、組織の構成上どのような影響があると推察をされるのかお聞かせください。

参事兼職員課長 当然団塊世代の退職者ということで、いよいよ本年3月31日に退職者、人数的には勸奨退職も含めまして40人ここでやめるわけでございます。そのうちの半分以上が管理職というようなことで、今後もさらにあと4年間先にいきますと約100人はやめていくわけでございます。そういう中も視野に入れますと、やはり当然昇任、昇格というものについてもこの試験制度の中で退職者の補充を考えていかなければならないわけですので、その辺は十分検討して、現実的に来年の平成20年4月1日に登用する昇格者についてもそれらについて配慮していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

山本委員 概括は了解をいたしましたが、この管理職の方が平成19年4月登用時点で13名という方ですよね。主査で上がられる方が31名ということで、このようなストックがそういう形で動いてきていてポストが全部埋まるのかという話なのですけれども、行革の長期

プランの中でポストの集約も当然織り込まれていると理解をしますが、このペースで間に合うのでしょうか。

参事兼職員課長 特に管理職につきましては、従来は、昔は課長補佐というような形の、いわゆるどちらかというポスト的な位置づけだったわけですが、現行の組織の中ではグループ制をしいておりまして、いわゆる今はポスト試験という考え方は持っておりません。どちらかという、それぞれのセクション、組織の中でやはりウエートのものを重要視しながら、グループ制の中でいわゆる主管職というものは当時であれば課長補佐であったわけですが、これがどちらかというスタッフ制を用いておりますので、ワングループの中に2人ないし3人の主管がおると。典型的な例は、企画課にあります政策担当なんかまさしくそういったような形でありますので、ポスト試験ではありませんので、その組織、組織の状況を見ながら昇格者というものを考えてやっていきたいと思っておりますので、現状では充足していると思っておりますので、次第でございます。

以上でございます。

山本委員 昇任試験の件は了解いたしました。

採用試験の件で伺います。本年度のこの年度での募集の規模、概要をお知らせください。

参事兼職員課長 今回本年4月1日に採用する予定でございますが、まず採用者につきましてちょっと申し上げますと、25人の新採を採用する予定であります。職種別に申し上げます。事務職が15人、消

防士 2 人、保育士 5 名、保健師 2 名、機械関係で 1 名というような形の内訳でございます。

応募状況でございますが、個々に当初に受験を申し込んでから途中でまた第 1 次試験を受ける段階において辞退する人もいるので、ちょっと細かい今数字は用いないのですが、ありますか、手元に。ないですか……申しわけございませんが、手元にこちらの資料がございませんが、もしあれでしたら後ほど……総枠の応募者は 180 人というような形でございます。個々の職種別の中に内訳はあるのですが、その辺はちょっと手元になくて申しわけございません。よろしくお願ひします。

山本委員 おおむね了解をいたしました。

最後に、平和活動の関係で先ほど来質疑があったのですけれども、その点で 1 点だけ、毎年広島に 4～5 人の方行かれていますと思うのですけれども、これはことしも行かれるということで理解してよろしいですか。

広報広聴課長 5 人の方を予定しております。

山本委員 その一方で、先ほど広島を念頭に置かれているのだと思うのですが、被爆体験者の語り部さんと申すのでしょうか、被爆体験の継承の面でも年齢的に限界が来ているということで講演会が開かれるということもおっしゃっておられたのですが、1 回の講演で来ていただける方の数をどのぐらいと見積もって、それでどのぐらい広まるものなのだろうということなのですかけれども、その効果としてどのぐらい見積もっておられるのか、わかる範囲で結構

ですので、お願いします。

広報広聴課長 会場は、博物館の講座室を予定しております、110名だ
と思います。被爆体験者の体験談につきましては、県内幾つかの
市で実施していますけれども、非常にテーマが重いということで
参加者が少ないというのが現状です。そういったことも考えまし
て、入間市としては初めての開催なのですけれども、近くの狭山
小学校の高学年の児童も一般とあわせて開催したいというふ
うに考えております。

体験講座、本来でしたら広島、長崎から被爆された方を予定し
ておったのですけれども、高齢の方を呼ぶと、どうしても1人では無理
ですので、付き人の方もいて宿泊しないと実施が難しいよ
うですので、県内に被爆体験された方がいらっしゃいますので、
そういったことを県の平和資料館とか、実施した市などで人材の
ストックがありますので、そういったものを参考にしまして開き
ます。実際に講演をしまして、例えば被爆体験の方と子供たちの
交流、そういったことも含めまして内容をビデオに収録しまして、
そこに参加できなかった人たちに対しても後ほど貸し出したりし
て、そういった効果を考えていきたいと思っております。何しろ
初めてのことなので、慎重に検討したいと思えます。

以上です。

山本委員 その点この原子爆弾等々、非常に非人道的なものでありますから、
被害の伝承といえますか、そういう部分がやっぱり世代を超
えてやっていかないといけないと思えますので、その点の取り組

みをひとつ有効に進めていただきたいというふうに思います。

もっと効果的にやるということ、子供さん、小学校の方が来られるということですが、例えば教育委員会と連携を図られる中で、ちょっと不勉強でこのまちの修学旅行どこに行っているか私ちょっと把握していないのですが、例えば修学旅行の行き先等々にそういう要素を織り込んでもらうとかいったようなことでいろいろと取り組みを広げていく方向性というのはあろうかと思うのですが、その点教育委員会等々、関係のセクションと詰めていかれるようなことはされておられますか。また、今後お考えありますか。

広報広聴課長 今回の催しにつきましては、教育委員会の生涯学習部の博物館のほうと連携しております。学校教育に関しましては、それぞれの学校のほうで総合学習の中で平和学習に取り組まれる学校もあります。修学旅行につきましては、傾向として非常にレクリエーション重視といたしますか、広島、長崎での平和学習をスケジュールから外しているような傾向にあるというのが実情だと思います。今後どういう形で学校教育課と連携するかというようなことについては、慎重に検討していきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費について質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費について質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1土地開発基金費、款13予備費、項1予備費について質疑を願います。

山本委員 公債費の関係で伺います。

総括質疑の中でご答弁いただいた部分なのですが、特例債の償還ピークが平成26年ごろですか、市債全体の償還ピークがちょうど今ごろだということなのですかけれども、元利含めて40億円ほどになっておるわけですがけれども、見通しとしてこれ今後減っていくというご答弁いただいていたわけですが、まずその部分はそれでよろしいですか。

財政課長 全体の元利償還金につきましては、今ご発言あったとおり平成20年度現在が一応今のピークと考えておりまして、今後は徐々に減少していくということになります。ただ、一応それは10億円の建設地方債と特例債が10億円の20億円を毎年借りていったという形での見込みということになりますので、その年度ごとで若干増

減はする可能性はございます。

以上でございます。

山本委員 行政改革の長期プランを拝見していると、今後平成28年までですか、組んである中で、期間の満了の時点では特例債のうちの臨時財政対策債については歳入の枠組みから脱却していこうという目標になっていたかと思うのですが、それを織り込んでいくと将来的にはそれ今おっしゃっていたよりも減少の割合というのですか、償還の負担というのは今後、今おっしゃったよりも楽になる、着実に行革が執行していけば支払いは楽になっていくものと見込んでよろしいものかどうか、ご認識を伺います。

財政課長 当然今の行政改革の長期プラン前期実行計画等で今後も行政改革を積極的に推進をしていくということになりますと、特例債については現状では今臨時財政対策債が平成21年度までの制度となっております。その後についてはどういう形になるか、まだ今の段階ではちょっとわかりませんが、地方交付税がそのまま国のほうで補てんをしていただければ当然公債費等の額も減少していくことにはなろうかと思えます。いずれにしても行政改革を積極的に推進してその効果が出てくれば、当然それらも減少していくと考えております。

山本委員 その点は了解をいたしました。

償還の原資の関係なのですけれども、自主財源で面倒を見なければいけない、国の国税措置は見込めないという理解であろうと思うのですけれども、今後の見通しといたしますか、これ非常にこ

としても財源厳しい中で償還していかなければいけないわけですが、
それでも、その点の部分については今後とも大丈夫ですね。

財政課長 総括質疑でも答弁されたと思いますが、やはり自主財源について当然その中の大きな根幹を占めるのは市税になります。その市税の動向としては、まだ明るさが見えない平成20年度についてはございますけれども、今後確定した市税については収納努力等を当然行いまして、自主財源の確保に努めていきたいと思えます。それらの中で償還等についても計画的に償還をしていく予定でございまして、当然財源については確保できるものと考えております。

以上でございます。

山本委員 関連で伺いますが、償還の利子の分だけでも6億円程度今度の予算に見込まれておるわけですが、市税収入に関しては今後当然直接税がほとんどですから、相当年度ごとに大きく開くであろうということになったときに、利子分だけでも財調と別に積み立てるといった対策も基本的に考えておく必要があるかというふうに思いますけれども、減債基金の考え方について現状のお考えをお聞かせください。

財政課長 減債基金についての準備というものも当然視野に入れながら考えていく財政運営というの必要かとは考えておりますけれども、現状では財政調整基金の残高が心もとない状況でございまして、財政調整基金の確保ができた段階でまた減債基金についての考え方についても十分検討していきたいと思っております。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、項1 公債費、款12諸支出金、項1 土地開発基金費、款13予備費、項1 予備費についての質疑を終結いたします。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用について質疑を願います。ありませんか。

山本委員 債務負担行為の関係で伺います。

道路の話をするをやぶ蛇になってしまうのですが、道路の用地取得事業ということで債務負担行為で4件入っておりますが、今年度からスタートしておおむね2年から3年ということになっておりまして、当然ことしの予算の中では対応があらうかと思うのですが、現状を見ているとリスケジュールが避けられないような気がするのですが、建設も山地のほうになるとここから外れてしまうのですけれども、財政上の資金が非常に不安な情勢になっているわけですが、この部分についてはどのような形になるうか、お考えを概括お聞かせください。

財政課長 この債務負担行為については、年度と限度額の設定をさせていただいてございますが、そのうち当然最終年度に償還、土地開発公社からの買い受けという形になっての償還が発生する見込みでございます。それらについても財政計画の中でしっかりと対応し、

計画的に買い取るという予定をしております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用についての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものの審査は終了いたしました。各部所管のものの審査が終了するまで討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括で願います。

概要説明

庶務課長 それでは、庶務課所管のものについて予算概要の説明を申し上げます。

歳入につきましては、予算説明書18から19ページ、款14使用料

及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、行政財産目的外使用料2,011万8,000円のうち、庶務課分につきましては454万5,000円でございます。前年度と同様であります、その主な内容は庁舎、食堂の電気、ガス、水道使用料等でございます。

続きまして、歳出につきましては、予算説明書の38から39ページの中段になります。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、庁舎管理費1億7,345万7,000円のうち、中事業、維持管理費1億4,753万円の主なものは、市庁舎の電気、ガス、水道の光熱水費及び警備業務委託等27件の維持管理委託料等でございます。同じく諸工事費2,116万8,000円は、庁舎A、B棟西側エレベーター改修工事及び屋外窓清掃用はしご改修工事を実施するものであります。

次に、大事業、文書管理費6,538万6,000円のうち、中事業、郵便関係費4,106万9,000円の主なものは、庁内各課の郵便物等の郵送料としての通信運搬費及び支所、公民館等の出先施設への文書集配に係るパート職員の賃金でございます。同じく中事業、文書関係費2,186万4,000円の主な内容は、印刷機器、複写機等の事務機器等借上料と用紙購入等の消耗品でございます。

次に、大事業、法規事務費685万7,000円の主なものは、例規集及び加除式図書追録代、例規データ更新委託料等を計上するものであります。

次に、大事業、訴訟事務費72万7,000円は、前年と同じく訴訟を提訴された場合の弁護士費用として訴訟代理人委託料を計上し

たものでございます。

以上で庶務課所管の予算の概要とさせていただきたいと思えます。

管財課長 それでは、管財課所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして説明をさせていただきます。予算説明書18ページから19ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の行政財産目的外使用料2,011万8,000円のうち管財課所管分は1,557万3,000円で、産業文化センターや市民会館などの各公共施設の事務室、食堂、自動販売機、電力電話柱、公共施設内職員等駐車場の使用料でございます。

次に、28ページから31ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入1,227万6,000円のうち1,145万8,000円が管財課所管分で、土地29件、建物1件の貸付料です。

次に、30ページから31ページ、款17財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、節1土地建物売払収入1億4,900万円は、入間市と狭山市で共有する狭山警察署、黒須検問所の貸付地が本年3月末で貸付期間が満了となりますことから、この土地の売払見込額1億3,900万円と不用道水路敷の売り払い1,000万円を見込み、予算計上させていただきました。なお、狭山市とは既に売り払う方向で話を進めております。

次に、32ページから33ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、線下補償料収入2,362万3,000円は、J R 東日本株式会社と東京電力株式会社の線下補償料を計上させていただいております。

次に、歳出について、1点説明させていただきます。予算説明書44ページから45ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、契約事務費、中事業、事務費531万5,000円は、新規事業として平成21年度から使用を予定しております電子入札共同システムに係る委託料、機械器具借上料及び負担金約437万円が主なものでございます。

以上で管財課所管の予算説明を終わります。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明を申し上げます。

予算説明書の40から41ページの中段やや下になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、大事業、電子情報管理費2億9,294万6,000円につきましては、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営、維持、管理等に係る経費で、前年度対比1,807万4,000円、率にして6.58パーセントの増額で計上いたしました。増額計上となった要因は、1つにはこれまでパソコンに関してすべてリースで導入しておりましたものを買い取り方式に改めたことに伴い、小事業、パソコン整備事業として2,570万4,000円を新規に計上したこと。もう一つは、情報システム課の運営体制の見直しに伴い、正職員を1名減員してS E、技

術職員ですけれども、1名増員するため、技術者派遣委託事業3,082万円で927万4,000円を増額計上したものでございます。このほか、電子計算機器等運用管理事業1億8,934万9,000円は、パソコンを買い取り方式に改めたことによるリース料の減額があり、全体で1,145万8,000円の減額となりました。ネットワーク通信回線管理事業3,548万7,000円は、昨年2月に整備いたしました公共施設予約システム用の通信回線費用の金額確定と、指定管理者となった4施設に対する庁内ネットワーク回線の除外等により304万6,000円の減額となりました。

以上で概要説明とさせていただきます。

市民税課長 続きまして、市民税課所管の概要を説明いたします。

まず、予算説明書12、13ページをお願いしたいと思います。款1市税、平成20年度市税総額は223億324万2,000円を計上し、前年度対比4,131万6,000円、率にして0.2パーセントの減額となっており、また歳入総額の64パーセントとなっております。

市民税課所管の歳入の主なものでございますが、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては91億503万2,000円を計上し、前年度対比5,584万6,000円、率にして0.6パーセントの減額となっております。個人所得の伸びが期待できないことや住宅ローン控除の創設による減額等を考慮し、計上いたしました。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては16億6,949万円を計上し、前年度対比1億4,597万5,000円、率にして8パーセントの減額となっております。平成19年11月までの調定額は、前

年度同月比11.1パーセントの減額となっております。また、内閣府の月例経済報告では、「企業収益は改善している」から「改善に足踏みが見られる」とやや悪化しており、原油価格の高騰、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動など不安定材料があることから、法人税割を前年度対比1億5,432万6,000円、率にして10.5パーセントの減額で計上しました。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては1億6,371万1,000円を計上し、前年度対比919万8,000円、率にして6パーセントの増額となっております。軽自動車の根幹であります4輪乗用自家用車は、近年燃料価格の高騰による軽自動車志向の高まりなどにより、登録台数の増加が見込めることから増額計上しました。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては7億4,241万3,000円を計上し、前年度対比3,361万9,000円、率にして4.3パーセントの減額となっております。たばこの消費本数は、健康志向、職場や公共の場での喫煙環境の変化等から毎年減少し、平成16年度から18年度の決算では前年度対比約4パーセントの減となっていることから、20年度につきましても19年度決算見込み本数の4パーセント減で積算しました。

次に、予算説明書28から29ページをお願いします。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金3億3,620万円でございますが、県民税の賦課徴収費用を補償するため県から交付されるものであります。平成20年度は、税源移譲に

よって納税者が所得変動により所得税が課税されなくなり、市県民税の増加のみ影響を受けた場合には市県民税を還付する経過措置がありますので、その県民税還付相当額を加算し、前年度対比5,651万2,000円、率にして20.2パーセントの増額で計上しました。なお、この還付金につきましては、税源移譲時の所得変動に係る還付金として収税課の予算で対応しております。

以上、市民税課の概要でございます。よろしく申し上げます。

資産税課長 それでは、資産税課所管のものについて説明させていただきます。

予算説明書の12ページから13ページになります。中段の款1項2目1固定資産税、節1現年課税分でございますが、89億1,216万1,000円を計上いたしました。前年度対比で1億7,585万7,000円、率にして2パーセントの増となっております。

まず、土地でございますが、地価の下げどまり傾向と土地利用状況の変化により、前年度対比2,230万4,000円、率にして0.5パーセント増の42億6,168万6,000円を見込み、計上いたしました。

次に、家屋につきましては、評価替えの3年目に当たりまして、マンションの建設が5棟、一般住宅等の建設が約800棟見込まれることにより、前年度対比1億4,615万1,000円、率にして4.4パーセントの増となる34億5,101万9,000円を見込み、計上いたしました。

償却資産につきましては、景気の先行きが不透明であり、大企業についてはある程度設備投資が見込めるとした一方的で、中小

企業においては相変わらず厳しい経営環境にあることや設備の経年による目減り分も考慮しまして、前年度対比740万2,000円、率にして0.6パーセント増の11億9,945万6,000円を見込み、計上いたしました。

次に、目2 国有資産等所在市町村交付金、節1 交付金でございますが、19年度までは国、県等からの交付金と日本郵政公社からの納付金でしたが、納付金につきましては郵政民営化に伴い20年度からは固定資産税として納められますので、この納付金分300万円が減額となっております。交付金といたしましては、前年度対比146万3,000円、率にして2パーセント減の7,126万1,000円を見込み、計上いたしました。減額の主な理由は、関東財務局分の資産の貸し付けが一部終了したことによるものでございます。

続きまして、予算説明書の12、13ページから14、15ページ、目1 都市計画税、節1 現年課税分でございますが、13億6,527万1,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比で2,307万5,000円、率にして1.7パーセントの増となっております。増額の理由は、土地、家屋、固定資産税と同様でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

収税課長 それでは、収税課所管につきまして予算の概要を申し上げます。

初めに、市税滞納繰り越し分につきましては、わずかではありますが、年々減少傾向にあります。これは、平成18年1月から配置しております市税徴収指導員の指導によりまして、担当職員が

自信を持って滞納整理事務を行っていることや全庁的な取り組みとして管理職によります滞納者の重点臨宅徴収などの成果によるものが大きいと思われまます。

このような状況から、市税歳入のうち滞納繰り越し分の主なものとしまして、予算説明書12ページから13ページの款1市税、項1市民税、目1個人9,700万1,000円につきましては、収納率を前年度対比0.5パーセント増の14.4パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税1億4,395万8,000円につきましても、収納率を前年度対比1パーセント増の14.4パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

続きまして、14ページから15ページの項7都市計画税、これにつきましても2,537万4,000円、収納率の前年度対比1パーセント増の14.4パーセントを見込み、予算計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、予算説明書56、57ページの款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴收费、大事業で過誤納還付金及び還付加算金1億4,500万円でございますが、このうちの4,500万円につきましては毎年年度当初予算に計上させていただいておりますが、市税を納め過ぎた場合や課税更正によりまして還付が生じたときに還付するための予算を計上させてもらってございます。また、残りの1億円につきましては、先ほど市民税課長より説明がありましたとおり、税源移譲による市県民税の還付

分を今年度予算計上させていただいたものでございます。

以上、収税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これで概要説明が終了いたしましたので、まず款1市税、項1市民税について質疑を願います。ありませんか。

金子健一委員　概要については既に総括質疑の中で理解できていますので、ちょっと細かいところ一、二やらせていただきます。

個人市民税で、均等割は納税義務者が若干ふえているようでして増額になっているわけなのですが、所得割については前年対比で減額という、ここではちょっと、この資料からは納税義務者数がわからないんですが、そういう納税義務者とのかわりで1人当たりの所得は減っているのかどうか、その辺の中身を教えてくださいたいと思います。

市民税課長　予算参考資料の8ページを見ていただきたいと思うのですが、ここに個人市民税関係の現年分の所得割のうち所得割課税標準額の内訳という表があるかと思います。

〔何事か言う人あり〕

市民税課長　12ページですか。そうです。12ページです。済みません。この所得割課税標準額の内訳ということで、20年度総額が1,579億884万9,000円という合計額があるかと思います。これが所得割の課税標準額の総額ということでありまして、人数がこれにはちょっと載っていないのですが、平成20年度の所得割納税義務者の想定を6万7,730人を予定しております。これで割りますと単純平

均1人当たり233万1,000円ということで、19年度に対しまして6万7,000円の減額というふうになります。単純な比較ですけれども、そういう状況です。

金子健一委員 そのやはり減額の理由というのは、先ほどの説明の中で言われていたような内容になるわけですか。

市民税課長 総額では、先ほど所得割が前年度対比6,277万5,000円の減というふうになっております。この内訳なのですけれども、まずマイナスの要因としましては、先ほども言いましたけれども、住宅ローン控除が今年度、20年度ですか、初めて導入されるということで、この対象者を約4,300人を予定しております。その影響額が1億4,300万円の減額を予定しております。さらに、団塊の世代の退職に伴う影響額、これは対象者を約1,700人、影響額を5,100万円マイナスというふうに予定しております。このマイナス合計が1億9,400万円になるかと思えます。

今度プラスの要因なのですが、これは毎年住民税の場合に普通徴収と特別徴収の人がいるのですが、特別徴収の方は6月から始まって翌年の5月まで、この12カ月で徴収するわけです。そうしますと、4月、5月分が翌年度に毎年ずれ込むわけです。これの18年から19年度にずれ込んだ分と19から20にずれ込む分、この差がプラスの1億8,000万円あります。それと、65歳以上に係る非課税措置の廃止あるいは年金所得者の増加等を含めまして、プラスの総額が約1億9,500万円程度あるということで、マイナスとプラスがほぼ拮抗しているという状況でございます。そういう点

で、総体でこれだけのマイナスになったというふうになっております。

金子健一委員 詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

次が法人市民税の滞納繰り越し分が前年の2,993万5,000円から3,215万3,000円にふえているわけですが、全体としては総括質疑のときもいろいろ出されていたのですが、中規模の企業、法人がかなり落ち込んでいるのかなという感じもするのですが、その辺のところをちょっと教えていただきたいのですが。

収税課長 法人市民税の滞納繰り越しにつきましては、前年度対比で34万9,000円増の331万1,000円となっておりますが、これにつきましてはほとんどが個人事業的な法人、いわゆる9号法人でございますが、これ代表者や家族も累積の滞納者となっておりまして、こういった方がなかなか納付に至らないということでふえているというような現状です。

金子健一委員 実際にはもう成り立たないような実態になっているのですか。

収税課長 厳しいお話ですとそのような状況になるかと思えます。

金子健一委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款1市税、項1市民税についての質疑を終結いたします。

次に、項2固定資産税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項2固定資産税についての質疑を終結いたします。

次に、項3軽自動車税、項4市たばこ税、項5鉱産税について
質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項3軽自動車税、項4市たばこ税、項5鉱産税につ
いて質疑を終結いたします。

次に、項6特別土地保有税、項7都市計画税について質疑を願
います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項6特別土地保有税、項7都市計画税についての質
疑を終結いたします。

次に、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出
金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて質
疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫
支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについ
ての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管
のものについて質疑を願います。ありませんか。

山本委員 1点だけ伺います。

土地売払収入の件です。旧狭山警察署の用地を今度売りに出さ

れるということなのですが、これは形式として任意の売却ということになるのか、それとも公売にかけられるのか、その売り方の部分について方針が決まっておればお聞かせいただけますでしょうか。

管財課長 基本的には狭山市とはお話をしておりますが、基本的には面積が大きいものでございますので、公売という形で進めさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

山本委員 わかりました。

委員長 いいですか。

なければ、款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費のうち所管のもの、目20諸費のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

金子健一委員 庁舎管理費の中でですが、庁舎西側エレベーター改修ということですが、東側のエレベーターと西側のエレベーターというのは設置時期が違っているのでしょうか。西側のエレベーターのほうが老朽化が激しいというふうに理解していますか。

庶務課長 西側、東側のエレベーターにつきましても、昭和49年の1月の同時期のこの本庁舎建てられたときのものです。今回西側のみという形になりますけれども、これにつきまして西側が地下からの出入りの部分がありまして、西側の部分につきましてはこれ時間

外、8時半から5時までの時間外以降はすべて西側の地下の出入りこれ1カ所ですので、その間がありますので。あと、荷物の搬入等も割かし多い関係で、西側の部分が多少、ほとんど保守はやっています、機能的には正常という部分ありますけれども、西側のほうは使用頻度が高く当然休日等もあれますので、あるものですので、今回西側の部分を今年度、20年度は行いまして、結局予定としましては東側の部分については21年度の予定であります。

金子健一委員 エレベーターの件は了解しました。

電子入札共同システムは、ここでいいんでしたっけ。大丈夫ですか。

〔(はい、こちらです) という人あり〕

金子健一委員 公共工事がかなり減っている中での電子入札の導入ということで、コストパフォーマンスの面でどうなのかという心配もあるのですが、かなりお金をかけて余り実態がうかがえないということになると心配なのですが、いかがでしょうか。

管財課長 委員さんご指摘の金額の関係でございますが、先ほどちょっと説明にもありました437万円、これ1市単独でやるということになりますと、その開発からすると相当なお金がかかってくるわけですが、埼玉県全体、今埼玉県の全市町村につきましては30市が実はもう加入しておりまして、平成20年度から新たに18市が参加するということになっておりますので、基本的には大分負担金等につきましても少なくなっているということでございます。何よ

りも電子入札の関係につきましては、談合防止等を含めまして必要であるということもございますので、いきなりすべてということとはできないと思いますが、そういう意味からも費用対効果はあると私どものほうは思っておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

以上でございます。

金子健一委員 これも了解しました。

次に、自衛官募集事務の中で、歳入6万円、歳出8万3,000円と差があるのですが、自衛官募集等事務費というこの等の意味、これがこの差額なのかなという気がしているのですが、これは何なのでしょうか。

庶務課長 一応自衛官の募集のほかにもいろいろな県内の事務研究とか、そういう部分も含まれております。

金子健一委員 その仕事の中身というのちょっと理解できないのですが、自衛官募集にかかわるそういった事務費というのはいかがですか。

庶務課長 その点自衛官の募集に係る研究事務です。

金子健一委員 2万3,000円については、入間市の持ち出しですか。

庶務課長 そうです。実際に今回の交付金の場合は一応6万円、前年と同額という形なのですけれども、今年度の実績だと一応交付金が8万9,000円来ております。これは、毎年の入間市から採用された自衛官の数によって多少の変動はございます。ですから、今回の一応歳入につきましては大変確定できないものですので、前年と

同額という形で、あと歳出につきましては多少ふえた場合にも対応できるような形での数字となっております。

金子健一委員 はい、わかりました。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

山本委員 済みません。電子入札共同システムの件で、ことしはこの新年度においては試験運用という形になろうかと思うのですけれども、何件ぐらいされるおつもりで運用を予定されておられるのか、お聞かせいただけますか。

管財課長 この電子競争入札の関係につきましては、今年度、平成20年度におきましては、県の負担金ですとか業者管理等のシステムの構築ということでやらさせていただきました、実際にシステムそのものが稼働しますが、21年の4月ということになっております。ですから、20年度におきましては、各市町で指名参加業者への説明ですとか運用の仕方、そういう部分で始めてきていますので、実際に運用が始まる部分につきましては、21年度の半ばぐらいからということになると思います。なぜかといいますと、その前に各業者に模擬テスト等をしていただかなければなりませんので、そういうことになると思います。

ご質疑のどの程度やるかという中ですけれども、狭山市さん、日高市さん等確認しますと、まず3,000万円以上の中で進めてきたということで、ちなみに日高市さんの場合ですと16年に導入をされておりまして、実際に本番稼働が18年ですが、18年で本番8

回、19年になりまして55回と。狭山市さんにおきまして16年に導入されていまして、16、17年度に模擬テストを実施し、18年度が3回ほど本番を実施しております。19年度だと20回ほどということで、業者さんのほうにもなれていただくということもございますので、そうした段階的にやらせていただくわけでございます。

以上でございます。

山本委員 その模擬入札等の運用の手順をすべて21年度、ことしはその準備の事務がほとんどで、試行で終わってしまうということで理解してよろしいですか。

管財課長 はい、おっしゃるとおりでございます。21、22年度の業者の登録が初めの段階になっておりまして、2年に1度が指名参加の登録なのですが、本来ですといつも1月ごろから始めているわけなのですが、11月以降埼玉県電子競争入札のほうの指名参加申請ですか、それをするということになりますので、実際の運用は21年ごろということになります。

以上でございます。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費のうち所管のもの、目20諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税费について質疑を願います。あり

ませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 総務費、項2 徴税費についての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものの審査は終了いたしました。各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局所管のものの審査を行います。

まず、検査課長より概要説明を求めます。

概要説明

検査課長 検査課所管の予算概要についてご説明いたします。

予算説明書の40ページ及び41ページをごらんください。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、検査事務費ですが、予算額は4万9,000円です。すべて経常経費となっております。

以上、よろしくお願いたします。

委員長 これで概要説明が終了いたしましたので、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のものについて質疑を願

ます。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて会計課長より概要説明を歳入歳出一括で願います。

会計課長 それでは、会計課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入の関係ですが、予算説明書の32ページから33ページにかけてになります。お聞きいただきたいと思います。32ページですが、3段目の目 1 預金利子、節 1 預金利子、歳計現金預金利子75万円につきましてですが、こちら運用額 9 億円を年度前半の4カ月の定期預金で見込みまして、預金利率0.25パーセントで計上したものでございます。前年度予算より利率のほうは0.1パーセント上がっておりますので、前年と比較いたしまして30万円の増額となっております。

続きまして、同じページの中ほどになります項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 証紙売りさばき収入及び手数料1,031万5,000円につきましてですが、こちら県収入証紙の売りさばきにつきまして県知事から指定を受け、市の窓口で取り扱う分の収入及び手数料を計上したものでございます。

それから、その段から2つ下になります。雑入の説明欄の3行目になります請求書等売上収入35万4,000円につきましてですが、このうち27万円分が会計課所管分でございます。業者等が用いる

請求書用紙の売上代金を前年度決算見込額等を勘案して計上したものでございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。説明書の42、43ページをお開きいただきたいと思います。目4会計管理費、大事業、会計管理費でございます。こちら経常経費、事務費となっておりますので、細かい説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

それから、最後に説明書の54ページ、55ページになります。目20諸費のうち、説明欄の3行目になります。県収入証紙購入費1,000万円につきましては、先ほど歳入でありました1,000万円に対するものでございまして、埼玉県から収入証紙を購入する費用の予算計上で、前年と同額を計上したものでございます。

会計課所管のものにつきましては以上でございます。

委員長　これで概要説明が終了いたしましたので、歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち所管のものについての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて議会事務局参事兼次長から概要説明を歳入歳出一括で願います。

概要説明

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管のものについてご説明いたします。歳入のほうは省略させていただきます。

予算説明書の事項別明細書36ページ、37ページの歳出についてですが、款1 議会費では総額で3億384万2,000円で、前年度対比157万9,000円の増額で、率にして0.5パーセントの増額となっています。

主な内容ですが、大事業、議員報酬等1億9,452万8,000円は議員24名分の報酬等で、前年度対比412万5,000円の増額となっております。これは、議員共済会の給付費負担金の公費負担分が前年度に比べ1パーセント増加したことなどによるものでございます。

次に、職員給与費7,735万5,000円は事務局職員9名分の給料、手当、共済費で、前年度対比265万9,000円の減額になっております。

次に、大事業、議会運営費は5つの中事業から成っていますが、まず中事業、本会議等費用弁償123万3,000円は前年度対比1万8,000円の増額で、常任委員会、特別委員会の費用弁償を見込み、計上をしております。中事業、委員会行政視察費489万1,000円は前年度対比52万9,000円の減額で、これは議会広報委員会が隔年で視察を行っておりますが、20年度は視察を行わない予定ですので、減額したものです。中事業、議長会会費等194万6,000円は前年度対比4万9,000円の減額で、これは議長会等の会議、視察等の旅費、負担金、随員職員の旅費を見込み、計上をしております。

次に、中事業、事務費177万2,000円は前年度対比82万3,000円の減額となっておりますが、これは主に佐渡市議会との交流事業が20年度は佐渡市議会を迎え入れるため、また姉妹都市ヴォルフラーツハウゼン市との姉妹都市提携20周年記念事業に伴う旅費がなくなったことなどにより、減額となったものでございます。

次に、大事業、事務局費についてですが、本事業については4つの中事業に分かれています。まず、中事業、会議録調製製本費833万1,000円は、本会議並びに委員会の記録作成のための委託料や会議録検索システム検索データ変換加工委託料などで、前年度対比27万2,000円の減額を見込み、計上をしております。次に、中事業、ホームページ再構築事業168万円は新規事業で、市公式ホームページ再構築に伴い市議会ホームページも再構築に取り組むため、ホームページ作成のためソフトやサイトの作成費を計上したものでございます。

以上、議会費の当初予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

委員長　これで概要説明が終了いたしましたので、歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1議会費、項1議会費の質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1議会費、項1議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて事務局長より

概要説明を歳入歳出一括で願います。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算説明書28、29ページをごらんいただきたいと思います。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、説明欄、在外選挙特別経費委託金2万円でございますが、これは国外に居住する日本国民に国政選挙における選挙権の行使を保障する制度で、その手続の郵送料等が県より交付されるものでございます。

次に、歳出の関係でございます。予算説明書58、59ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、説明欄の報酬165万9,000円でございますが、これは選挙管理委員会委員等5名分の報酬でございます。

説明欄、職員給3,223万5,000円、これは選挙管理委員会事務局の職員4名分の給与費でございます。

説明欄、選挙管理委員会運営費90万3,000円、これは選挙管理委員会事務局の経常経費、事務用消耗品、不在者投票措置用の切手、パソコンの保守、各負担金等の経常経費でございます。

説明欄、裁判員制度関係事業206万円。これは、平成21年5月までにスタートする裁判員制度において、選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿を作成する必要がありますので、そのための住民基本台帳から選挙人名簿を作成するシステムの改造等に要する

経費でございます。

次に、予算説明書の60、61ページをごらんいただきたいと思っております。目2 選挙啓発費、説明欄、選挙啓発事務費15万6,000円でございますが、これは街頭選挙啓発に要する経費でございます。

目3 選挙費、説明欄、市長選挙、平成20年11月17日に任期満了を迎える市長選挙による予算額5,703万5,000円でございます。その説明欄の報酬214万5,000円は、市長選挙の投票管理者等の報酬193人分でございます。説明欄の一般職給与費328万9,000円でございますが、これは選挙準備及び期日前投票のための職員3人分の時間外勤務手当でございます。次に、説明欄の事務費でございます。5,160万1,000円は、パート職員等賃金、投票、開票の事務従事者の報償金、投開票事務用の消耗品、啓発用消耗品、公営物資、投票用紙、入場券、選挙公報等の印刷代、入場券等郵送料、ポスター掲示場設置、撤去の委託料、選挙公営に要する負担金等の経費でございます。

説明欄の市議会議員選挙費8,850万2,000円は、平成21年3月29日に任期満了を迎える市議会議員選挙の経費でございます。その中で、説明欄、報酬216万3,000円は、投票管理者等の報酬195人分でございます。説明欄、一般職給与費328万9,000円は、選挙準備及び期日前投票のための職員3人分の時間外勤務手当でございます。事務費8,305万円は、パート職員等賃金、投開票事務従事者の報償金、投開票事務用の消耗品、啓発用消耗品、公営物資、投票用紙、入場券、選挙公報等の印刷代、入場券等の郵送料、ポ

スター掲示場設置、撤去の委託料、選挙公営に要する負担金等の経費でございます。

農業委員選挙費831万7,000円は、平成20年7月19日に任期満了を迎える農業委員の選挙に要する経費でございます。報酬111万9,000円は、投票管理者等の報酬108人分でございます。一般職給与費104万6,000円は、選挙準備及び期日前投票のための職員3人分の時間外勤務手当でございます。事務費615万2,000円は、パート職員等賃金、投開票事務従事者報償金、投開票事務用消耗品、啓発用消耗品、公営物資、投票用紙、入場券等の印刷代、入場券等郵送料等の経費でございます。

以上で説明を終わります。

委員長　これで概要説明が終了いたしましたので、歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費の質疑を願います。

山下委員　歳入のほうで1つ伺いたいのですが、29ページでご説明いただいたところ、在外選挙特別経費委託金のところなのですけども、郵送費ということでもございましたけれども、手順といたしましうか、どういう順序で最終的な投票なされたものと見るところまでいくのか、そのあたり存じ上げないものですから、教えていただけたらと思うのですが。それと、人数的に予想される方ってある程度把握しておられるわけでしょうか。

選挙管理委員会事務局長　在外選挙の制度あるいは投票に関する手続等でもございますが、まず国外に居住される日本人の方、当然20歳以上、

日本国籍はなければならぬわけですが、その方がそこを管轄する総領事館の管轄内に引き続き3カ月以上居住されている場合には、申請によりましてその総領事館と在外公館を通じて在外選挙人名簿への登録の申請がございまして、それは私どものほうに来るわけですが、そこで本籍地等に欠格事項がないかどうかを確認の上選挙人名簿に登録するというまずそのことが第1で、選挙があった場合には、国政選挙でございまして、衆議院、参議院でございまして、あった場合にはその方々から投票の申し出が私どものほうに来ますので、あるいは投票の方法としましては3通りございまして、外国の総領事館と公館において投票所が開かれる場合がまずございまして、それから、それが開かれない場合には、私どものほうにその投票用紙の交付等の申し出がございまして、それから、あとたまたま日本に帰国していたという方の場合には、不在者投票の形式にのっとって市の投票所において投票ができると、その3通りの投票の方法がございまして、直接私どものほうに通知するといえますか、事務をするのは、現地で投票できなくて私どものほうに投票用紙の交付の申し出がありまして、投票用紙をこちらから送って、それからまた現地のほうからこちらに不在者投票のような形で郵送されてくるという形が、私どものほうが、市の選挙管理委員会がかかわるという主なものでございまして、そのことによって今118名ほどの在外選挙人名簿の登録者がございまして、おおむね大体毎回20名前後の人がそうしたことで在外選挙という形で投票をされておられま

す。そのような状況でございます。

山下委員 ありがとうございます。

それから、もう一点お願いしたいのですが、説明書59ページのところで裁判員制度のこと、206万円ですか、計上してある点説明いただいたのですが、国のほうから決まったことで地方自治体を取り扱う業務なのですが、補助金とかが全く来ないわけですね。

選挙管理委員会事務局長 裁判員制度の裁判員を選出するに当たりまして、その候補者名簿等を用意するわけですが、その関係で各市町村は最新の選挙人名簿から裁判員候補者の予定者をくじによって選定して、その名簿を地方裁判所に送る仕事が出てくるわけでございますけれども、それに関する経費につきましては現在はっきりしたことは示されておられませんけれども、その関係でシステム等の改造あるいは構築に要する経費は国のほうで、19年度の補正予算で措置されまして、それを繰越明許を国のほうでしまして、20年度に交付する方向で、その補助金が交付される方向で合議がされているということは聞いております。ただ、それがどこまで補助対象になるのか、あるいはその補助率というものがどのくらいの割合で来るのか、そうした細かいことは一切示されておられませんので、今回も歳入のほうのこともいろいろ検討はしましたけれども、計上は見送らせていただいたということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

堤委員 選挙費の中で一般職の給料328万9,000円、これ準備のための時

間外ということなのですが、時期的にはいつごろまでの期間なのか。それと、あと総時間というのはどのぐらいになりますか。

委員長 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

選挙管理委員会事務局長 まず、市長選挙の関係でございますけれども、選挙期日前60日間の平日1日4時間、それから休日につきましては12時間、人数は3人ということで、超過勤務の時間単価につきましては平日が2,794円、休日が3,017円ということで、選挙管理委員会の職員の平均の単価としてこれをもとに積算をさせていただきます。

それから、市議会議員の選挙につきましても、選挙投票日前60日間ということで、同じように平日は4時間、休日は12時間、職員数は3人と、単価についても平日2,794円、休日3,017円ということで積算をさせていただきます。

以上でございます。

堤委員 そうすると、平日が240時間で、休日については8回ということですか、92時間。これは、3人でこれだけの時間ですか。それとも1人の時間がこれだけやって3倍ということですか。

選挙管理委員会事務局長 平日4時間、これは1人当たりでございます。

それが3人で43日。平日です。平日の43日でございます。平日の

超過勤務時間、1人1日4時間で、3人で43日。それから、休日
が1日12時間、1人です。3人で休日が17日でございます。市長
選挙、市議会議員選挙、同じ積算でございます。

以上でございます。

堤委員 そうすると、この2カ月間の中で、合っているかどうかわから
ないけれども、376時間という計算でいいのでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

委員長 では、会議を再開します。

選挙管理委員会事務局長 市長も市議会も同じ積算でございます。1つの
選挙で、平日が516時間、それから休日が612時間ということでご
ざいます。合計で1,128時間でございます。

堤委員 これは、休日というのは全くないということでもいいのですか、
この2カ月間は。

選挙管理委員会事務局長 2カ月間の中で、平日が43日、休日が17日ある
という意味でございますけれども。

〔(だから、全然休みがないのかと、ず
っと連続して出ちゃうのかと、こう
いう意味) と言う人あり〕

選挙管理委員会事務局長 済みません。

委員長 どうぞ、そのまま続けてください。

選挙管理委員会事務局長 この間、一応予算上では休む日というのは考え
ないで積算はしております。

堤委員 これは、労務管理上どうなのですか。問題ないですか、労務管
理上。

委員長 暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

委員長 会議を再開します。

選挙管理委員会事務局長 一応60日間ということで、その残業の日数は全
員3人がやるということで積算はしてございますけれども、やは
り実際の残業をやって予算の執行ということになりますけれど
も、単価においては休みなく全部がずっと平日は毎日4時間、休
日は必ず12時間やるということではございませんで、その事務の
執行状況、準備とかその進みぐあいによりまして、定時で帰ると
か、そういうことも考えられます。ただ、あくまでも予算の積算
ではこういった計算で積算をしているということでございます。

堤委員 これは、要するに初めてやる仕事ではないわけです。過去に何
回もいろいろな選挙を繰り返してやってきているわけなので、あ
る程度の実績というのはありますよね。そういう状況からして、
予算のとり方、不用額として残す余地もあるという、そういう考
え方ですけれども、それは本来の予算のとり方ではないで
すよね。やっぱりこの2カ月の間で1人が336時間も時間外勤務

をするという、これは職務上集中してくるからある程度やむを得ないのでしょう。ちょっとこれ労務管理上問題があるのではないのでしょうか。例えばこのことによって健康に支障を来すとか、全く100パーセントあり得ないということではないでしょうから、万が一この時間帯で事務を消化したときに結果として健康被害がもしあった場合に、なぜこんな計画を立てるのだという管理上の責任が出てきませんか。

選挙管理委員会事務局長 少ない職員で選挙の執行に支障のないようにということを考えつつ、これは先ほど申し上げましたように、選挙の準備、事務等の進行状況によって遅くまで残業することもあるかと思えますけれども、選挙の関係につきまして任期満了でございますので、計画的に事務等を進めて、なるべく残業はしないような方向で計画的に進めていくという考え方は持っております。したがって、十分職員の健康とか、そういうことについては配慮しつつ、選挙の準備、執行に当たっていきたくと、こういうふうに考えておりました。

以上であります。

委員長 委員長から申し上げます。今、堤委員のほうから質疑が出ているのは、労務管理上の問題と予算の関係での話だと思うんです。それに対する答えがちょっとあいまいな答弁のままなんで、これ出してもらわないと委員長報告ができない状況になると思いますので、暫時休憩してその答えをちょっと出していただきたいと思えます。

暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

委員長 では、会議を再開いたします。

選挙管理委員会事務局長 この時間外勤務手当の積算に当たりましては人件費に該当するものでございますので、支給できないということになりますとまずいことでございますので、予想される最大限の時間数等を一応考えまして積算したということでございます。ご指摘の労務管理の問題につきましては十分配慮し、定時で帰る日も設けながら選挙の準備を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員 それでは、過去の、直近のでもいいですし、4年前の市長選挙のときの状況でもいいと思いますけれども、ちょっと実績を資料として出していただけますか。委員長のほうでお願いします。

委員長 委員長から申し上げます。今、堤委員から資料の請求があったわけなのですが、すぐ用意できますか。

選挙管理委員会事務局長 今資料は用意してございませんですが、ちょっと書類を調べまして後ほど用意をすることはできます。

委員長 後でいいですか。

堤委員 いいですよ。

委員長 それでは、資料を後で提出してください。

選挙管理委員会事務局長 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

山本委員 では、選挙費の関係で数点伺います。

市長選挙の投票管理者等報酬として193人分、市議会議員の選挙費のうち投票管理者報酬として195人分計上されておられます。同じ単独の選挙の施行が見込まれていて、同じ投票者数で同じ数だけの投票所を開くと理解をしますが、人数が2人違っているのはどういう理由なのでしょう。

選挙管理委員会事務局長 報酬の関係の人数でございますが、市長選挙につきましては立会人の関係ですが、候補者数8人を見込んでおる関係で、1人ずつ立会人の届け出が出たことを想定しまして8人を見込んでおります。それに比べまして市議会議員のほうの選挙立会人につきましては36人の立候補者数を見込んでおりまして、選挙立会人につきましては3人から10人の間で決められるということございまして、市議会議員選挙の場合には最大の人数で10人ということ考えておりまして、その差が2人ということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、事務局長より概要

説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 所管の科目につきましては、46ページから47ページの公平委員会29万円並びに恐れ入ります。飛びますけれども、62ページから63ページ、監査委員3,077万5,000円でございます。内容は、両科目ともに報酬等の経常経費でございます。

以上でございます。

委員長 これで概要説明が終了いたしましたので、款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、款2総務費、項6監査委員費の質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、款2総務費、項6監査委員費についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時53分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部ごとの質疑が終わりましたので、これより討論に入ります。

討論を願います。反対の方から願います。

金子健一委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、所管のものについて反対の討論を行います。

小泉内閣から安倍内閣へと続いた構造改革路線のもとで、国民生活は深刻な事態となっております。構造改革は、新自由主義経済学をよりどころにしております。新自由主義は、いわゆるシカゴ学派を総本山に、極端な市場原理主義で米国の政治、経済を理論的に支えておりましたけれども、現在はブッシュ大統領の急速な支持率低下とともにその支持を失っています。

これを日本に持ち込んだ構造改革路線のもとで、非正規労働が拡大されて給与所得は大幅に減少し、ワーキングプア、ネットカフェ難民などという言葉も珍しくなくなりました。家計は痛めつけられ、貧困と格差が拡大しています。年収200万円以下の給与所得者が2006年度は1,022万人、生活保護世帯は180万人にも上ります。家計の可処分所得は、1997年の304兆6,000億円から2006年には280兆8,000億円へと大きく減少しました。こうした路線を踏襲した平成20年度国家予算案は、社会保障の自然増分2,002億円削減の継続、今後10年間で総額59兆円という総額先にありきの道路特定財源の温存、相変わらずの大企業、大資産家優遇税制の温存などを特徴としています。

入間市の平成20年度一般会計予算案も、またこうした国の路線を受け入れたものとなっております。施政方針の中では、経常経費の見直しを行政改革長期プラン前期実行計画に基づいて行ったとありますが、この中では昨年12月議会において強行された学童保育室保育料の平成20年度からの引き上げも盛り込まれており、その後市民負担をふやし、サービスを低下させる施策が予定され

ています。このような行政改革長期プランには賛成できません。

総務常任委員会所管の歳入歳出に関しては、歳入の自衛官募集事務にかかわる国庫委託金と歳出における諸費、自衛官募集等事務費に反対します。今自衛隊は、アメリカの世界戦略の一翼を担い、海外に向けて戦争をする軍隊に変わろうとしています。漁船に衝突したイージス艦の行動を見ても、国民を守るなどという存在ではないことは明らかです。その自衛隊員の募集事務など行うべきではありません。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

堤委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算について、賛成の討論を行います。

国の三位一体の改革に伴い、国は地方交付税の縮減を進めた結果、多くの自治体が普通交付税が交付されない不交付団体が誕生いたしました。入間市も国の政策誘導により不交付団体となり、今まで以上に厳しい財政運営を強いられることとなりました。基準財政収入額と需要額との差額の拡大傾向を見ても、国の政策転換がなければ不交付団体として自立した自治体運営をしなければならぬと考えます。日本経済を支える中小企業の経営環境は十分回復したとは言えず、結果として市税収入の減少につながっております。

多岐にわたる市民ニーズにこたえるためには積極的な予算編成が望まれるわけではありますが、過度な市債の発行は避けなければ

なりません。20年度以降のより一層の厳しい財政環境を考慮すれば、そのような環境の中で予算規模を対前年度比マイナス1.3パーセントの348億4,600万円にとどめたことは、懸命な対応と言えると思います。歳出では、安心して子供を産み育てるために妊産婦の健診における公費負担を2回から5回にふやしたこと。3年ごとに行われている市民意識調査の年度に当たり、的確な市民ニーズの把握を願うものであります。また、防災意識啓発事業、平成22年度を初年度とする後期次世代育成支援行動計画の策定等新規事業が計画をされております。しかし、経常収支比率が高い水準にあり、経費削減の努力と行財政改革プランで一定の市民負担を求めることなど、市民への説明を通じ理解を求める努力の必要を感じます。予算執行に当たっては無駄を排し、効率的な財政運営に汗を流していただくことを望み、賛成討論といたします。

委員長 次は、反対の方をお願いします。

山下委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、総務常任委員会審査にかかわる範囲の反対討論を行います。項目としては、自衛官募集等事務費と裁判員制度関係事業の2つであります。

今日若年層の雇用の実態が困難をきわめる中、「不況を打破するには戦争が起こればいい」と公言する若者の報道がなされるという社会状況を迎えております。国の安全をいかに守るかという考え方には人さまざまでありますが、この国の基本法であります日本国憲法を尊重して公務に当たらなければならない一議員として、私は自衛官募集事務を基礎自治体の仕事として容認するこ

とはできません。

また、裁判員制度関係事業206万円につきましても、私は憲法のとおり三権分立、司法の独立から刑事事件ならずとも係争事案については専門家である裁判官にゆだねるという政策のもと今日に至っているわけでありますので、この点を尊重したいと思いません。この制度の周知が進むほど矛盾だらけのものであることが明らかになってきておりますし、何よりも刑事裁判への国民参加を保障するものではなく、実は皆同じように考え、同じように行動させるそういう国民総動員の思想の普及がこの精神の根本であろうと考えます。

以上、2点を理由として反対いたします。

委員長 次に、賛成の方をお願いします。

山本委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算案のうち、当委員会に付託された部分について、賛成の立場から討論を行います。

当委員会負託分の予算は、一般会計予算全体のうち歳入の84.1パーセント、歳出の28.1パーセントを占め、予算案全体の骨格を定める部分であろうと理解をいたします。

まず、歳入について申し述べます。市税について、固定資産税の家屋分について新增築分などを織り込んでおり、増額となっております。この一方で、個人市民税は住宅ローン減税に伴う減収などを見込み、減額となっているほか、法人市民税についても景気回復のおくれから減額計上となっており、市税総額で前年度対比0.2パーセントの微減となっております。現下の極めて厳しい

財政事情、とりわけ財政の自立が強く求められている状況にあつては、貴重な自主財源の根幹をなす市税の安定確保は我が市の財政運営上極めて重要な観点であろうと理解をします。今後とも引き続き職員諸氏のご努力と市税徴収指導員の活用などによって行政改革長期プラン前期実行計画に定めた収納率98パーセントの確保を目標に取り組みを進められるよう希望します。

その他の歳入では、普通交付税が昨年度に引き続き不交付となる見込みであり、また振りかえ財源である臨時財政対策債の減額も相まって、歳入確保の面で非常に厳しい面があったものと理解をいたします。

さらに、加えて国の道路特定財源をめぐる議論の迷走ぶりを拝見するにつけ、いかなる結論が出るにせよ地方自治体の財政に影響が出ないよう、慎重かつきちんと結論が出ることを強く望みたいと思います。

このようなことから、本案の編成に当たっては財政調整基金からの取り崩しを初めとする財源確保を図りつつも、予算総額が前年度対比マイナス1.3パーセントとなったことを初め、大変なご労苦があったものと拝察をいたします。

次に、歳出について申し述べます。男女共同参画推進センターの運営と男女共同参画都市に向け、女性施策、また市民参画についても積極的に取り組む内容であると理解をします。

また、市民が安心して暮らせるため、消防、防災意識の向上が急務であります。消防団第3分団第1部消防ポンプ自動車の更

新、本署の高規格救急車の更新配備等安心、安全なまちづくりに努力をされている点理解をいたします。

一方、公債費について、国の政策により発行した起債の償還等によりやむを得ない事情もあるものとしんしゃくをいたしますが、公債費の支出にあつては負担の軽減策等を講じ、今後の健全財政の維持に努められるよう希望するものであります。

以上のとおり財源不足が続き、かつ我が国内外の経済情勢が極めて不透明な状況の中、非常に厳しい内容の予算ではございますが、行財政改革の着実な推進と市民との対話、協働の取り組みの進展を図ることにより、住民福祉の維持を基本とした元気な入間のまちづくりの進捗が図られるよう強く期待し、賛成の討論とします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

それでは、執行部の方は退席をお願いします。

〔執行部退席〕

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議をいたします。

行政視察についてこれまで協議を重ねてまいりましたが、お手元に配付した資料どおり委員会として決定してよろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、閉会中の継続調査について決定いたしました。

△ 閉会の宣告(午後 3時06分)

委員長 これで当委員会に付託されました事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 田 中 智 義